

平成23年度塩尻市議会3月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成23年3月9日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第16号 平成23年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第18号 平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第19号 平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算

議案第20号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

議案第28号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中 歳出3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び10目後期高齢者医療運営費を除く)10款教育費

議案第30号 平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議案第32号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

出席委員

委員長	鈴木	明子	君	副委員長	石井	新吾	君
委員	塩原	政治	君	委員	金子	勝寿	君
委員	中村	努	君	委員	太田	茂実	君
委員	永田	公由	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

午前9時59分 開会

議案第16号 平成23年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及

び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 皆さん、おはようございます。時間より少し早めですけれども、おそろいのようなので2日目の審査を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

きょうは、10款教育費の5項社会教育費からの質疑から行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。昨日のところで説明を受けましたので、委員の皆様より御質問お願いいたします。

永田公由委員 わけなきゃ。

委員長 そうですね。どこでわけましょう。じゃあ、図書館までで。

太田茂実委員 303ページの文化会館レザンホールのところですが、外壁の改修と出ていますが、外壁は打ちっぱなしという状態の中で、改修とはどんな工事ですかね。

社会教育課長 改修の関係の内容ということでございます。担当の課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

芸術文化担当課長 文化会館につきましてですけれども、外壁がコンクリートの打ちっぱなし、並びに表面にタイルを張ってございます。その関係がございまして、間に目地をすべて打ってございますので、その目地の部分、それから表面はですね、どうしても水が浸透してしまいますものですから、その部分の塗装を、ある程度の期間でやらなければいけないということがございまして、今回、段階的ということで、東面をやるようになっております。以上です。

太田茂実委員 それはわかりましたが、文化会館の運営については、指定管理者の指定でやっているわけですが、貸館の企業はどんな活動をされておられるのでしょうか。

社会教育課長 担当課長から御説明させます。

太田茂実委員 貸館の収入、入場料っていうか、それはどこに出ていますかね。私、きょうもレザンホールで探してるんだけど、出てないから。

芸術文化担当課長 ちょっとお待ちください。今、資料を。文化会館の館長のほうからお答えしますから、少しお待ちください。申しわけございません。

指定管理の内訳につきましては、レザンホール、文化会館のほうの文化振興事業団のほうからお答えしますので、館長が今、お答えします。ちょっとお待ちください。

文化振興事業団館長 収入でございますが、この予算書のほうには載ってございません。ただ、平成23年度予算につきましては、一応入場料といいますか、会館の使用料につきましては950万円を予定しております。

太田茂実委員 これはやはり、指定管理者で今、文化振興事業団で管理されているわけですが、いずれにしてもこういう大きな、うちは今後、体育館の問題もいろいろ出てまいりますけれども、維持管理費ですね、そういったものを出してみれば、やっぱり貸館業務で、一般の、民間でいうと収入を得ていかないと、維持管理が大変だと思うんですね。そういった面で、毎年900万円程度の貸館料ということで、今、やっているわけだけでも、その努力の状況をちょっと教えてもらいたいんですけどね。

文化振興事業団館長 文化会館は、文化の関係でございまして、なかなかだれでも貸してもいいかっていう状

況ではございませんので、総合文化センターや、また、えんぱーく等の協調で、連帯で貸館事業も進めました。また、各PR等、広報からの、あの、宣伝等も行いまして、なるべく使っていただけるように努力しているところでございますが、大体950万円前後で毎年推移しているようなところでございます。貸館収入のみでございますが、大体そんなところでございます。

太田茂実委員 いつも引き合いに出して申しわけないが、岡谷のカノラホールとの、何て言うかな、貸館の状況が全然違うんだよね。カノラホールでは、ものすごくいろいろな面でそういった興行が行われているということなんです。そういう面では、若干やはり、塩尻市の文化会館もですね、そういった面で大いに一つ、売り出しをして、売り出して言い方は言い方が悪いけれども、宣伝をしてですね、そして使用頻度が上がるように、一つぜひ頑張ってほしいなということで、これは要望しておきたい。

永田公由委員 309ページの図書館の関係ですけど、臨時職員賃金3,100万円、これ何名くらい予定しているわけですか。

図書館長 本館につきましては11人、分館につきましては31人ほどを予定してございます。

永田公由委員 図書館を含めてえんぱーくの中で、ボランティアで活動されている皆さんがいると思うんですけど、その状況についてちょっと教えていただけますか。

市民交流センター長 えんぱーくらぶ全体のお話ですと、個人が今、100名を超えておりまして、120くらい、団体が25があるといったところでございます。

永田公由委員 毎日、何名くらいの方がここへ来てお手伝いされていますか、平均で。

市民交流センター長 図書館の活動を含めまして、中の案内であるとか、そういったことを含めまして、大体20名くらい。入れかわり入れかわりなものですから、述べていきますとそのくらい。

永田公由委員 図書館へ行った人がね、非常にサービスがいいって言って、評判がいいものですから、ぜひ続けてください。それから、続けていいですか。図書購入費の関係で、2,200万円予算が計上されていますけれど、大体何冊くらい購入予定で、今現在の蔵書数はどのくらいになっていますか。

図書館長 図書購入費につきましては、予算的には2,239万3,000円ということではいただいておりますが、お手元の資料のほうに、補正予算の議案第28号(第9号)のこちらの資料なんです。12月の補正という形で国の経済対策で前倒しで補正をさせていただきました。こちらのほうですね、850万円を繰越明許させていただいて、6ページに書いてございますけれども、それをあわせまして、実質的には3,893万円が図書購入費ということで、新年度は考えております。平均的な単価で言いますと、大体1,500円から2,000円くらいになるかと思えます。それが購入予算として視聴覚資料、そして図書という形で買ってまいります。

それから蔵書でございますけれども、今年度ですね、3月4日の段階で、本につきましては約1万4,000冊購入をさせてもらっております。こちらのほうが昨年末の蔵書に加わりますので、大体、本としては27万冊余くらいになるかと思えます。それからあの、委員さん御存じのように、毎年ですね、汚損、破損、それから、例えば情報が陳腐化してしまったような、何年版るぶですとか地球の歩き方、そういったものを、ここで除籍を繰り返してまいりました。ですから、単純に購入した冊数が、そのまま蔵書として置いていっているわけではございませんので、そういったことも勘案しながら、蔵書計画を進めていきたいと考えております。以上でございます。

中村努委員 301ページの委員等報酬の社会教育指導員報酬1人分というのと、305ページ、公民館費の委員等報酬の下から3つ目の嘱託員報酬、その下の社会教育指導員報酬、これはそれぞれ具体的にどのような方なんでしょうか。

社会教育課長 係長のほうから答弁させます。

社会教育係長 まず最初の、社会教育の関係の指導員でございますが、この方は生涯学習の推進にかかわりまして、講座の企画ですとか、あるいは市内の活動している団体に指導している講師の方たちを紹介するための名簿づくり、あるいは、そういった市内の生涯学習活動の団体への問い合わせに対します案内ですとかね、そういった活動を一般市民の方に紹介している業務を主に行っていると思います。それからもう1人の方は、公民館の講座、あるいは公民館活動の指導ということをやられています。計2名いらっしゃいます。

中村努委員 項目では3つだけけれども、人数的には2人ってということですか。

社会教育係長 それと、公民館のほうには一般事務を行う嘱託職員が1人いるということ。あと、嘱託員は館長でございます、申しわけありません。公民館の費用の関係の嘱託員は中央公民館長の関係です。

中村努委員 そうすると、この公民館費の嘱託員報酬っていうのが中央公民館長で、それぞれに公民館と生涯学習のほうで、社会教育指導員という方が1名ずついらっしゃると、そういうことですね。

社会教育係長 はい、そうです。

中村努委員 委員等報酬でね、地区館長報酬とか分館長報酬ってはっきり書いてあるんだけど、中央公民館だけ嘱託員っていう書き方なんですよね、1名だからあれかもしれませんが。これとあわせて、中央公民館長、これは社会教育課長が兼任するということは、制度的だとか事務的で不可能なことですか。

社会教育課長 それぞれ今、公民館にかかわる特別職の報酬の関係、御質問いただきました。この部分につきまして、特別職の職員の給与の関係で、条例上定められている部分でございます。先に答弁させていただきました社会教育指導員も、特別職としての位置づけで12万4,800円ということに、あの、月額ということになっておまして、中央公民館長につきましては、今、御質問の社会教育課長が兼務できないかというような部分でございますけれども、県内の今、19市の状況の中では、半分くらいまでが今、兼務をしてくれている状況もございます。今後、内容を詰めながら、私どもも研究をしながら、私どもの中で弊害があるのかどうかという部分を含めてですね、兼務の方向を探っていきたいと思っておりますので、お願いします。

中村努委員 中央公民館独自の事業もあるんでしょうけれども、大体事実上の決裁権というのは社会教育課長なり生涯学習部長が実際責任を負っていると思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。要望でいいです。

図書館長 いいでしょうか。先ほど、永田委員さんからの御質問ですけれども、済みません、本館という意味で先ほどの蔵書を申し上げました。分館のほうは、ちょっとマックスで今、蔵書をふやすことができないものから、そういうことでの数字ということで、御理解いただきたいと思います。

金子勝寿委員 レザンホールの指定管理者料の件ですが、毎年100万円ずつ減らされてきて、ここで800万円減るんですが、理由を。

芸術文化担当課長 前にもちょっとお答えした経緯がございますけれども、毎年おおむね2%ずつ削っていたにいたるわけですが、今年も2%というところ300万円になるわけがございますけれども、実は平成22

年の4月の人事異動の関係で、今まで副館長さんが支部からの出向でございましたけれども、今度囑託という形になりましてですね、その分の人件費が大分、約100万円程度減っておりますもんですから、500万円と300万円あわせて約800万円ということで、今回5%分ということで、レザンホールと事前にまた今回も協議をいたしましてですね、両方了解の上で、そういう形で予算に計上させていただいたという経緯でございますので、よろしくお願いたします。

中村努委員 総合文化センターの喫茶店ですね、あの業者っていうのは、どういう形で入っているんですか。

社会教育課長 基本的には、共済組合がお願いしている職員の福利厚生でお願いしている業者で、メフォスという部分が今現在入っている状況でございます。契約の内容については、ちょっと共済のほうの中身を私、見ないもんですから、ちょっと今お答えはいたしかねるわけでございますけれども、よろしくお願いたします。

中村努委員 あの部分の経費とか収入とかの、予算に入っていないですね。あの経費とかは、電気代とかそういうのは、どこが負担しているんですか。

生涯学習部長 直接は関係ないですが、たまたま私、メフォスが入るときに職員係長をやっていたものですから、あそこにはメーターとかですね、いろいろついていまして、向こうで払っております。あと、どうしてもいけないのは、排水の掃除とかありますけれども、それはこちらのほうでやっています。

中村努委員 来年、業者がかわるっていうことを聞いているんですが、その辺の契約とかというのは、市のほうではノータッチということなんですか。

社会教育課長 施設、市の建物の貸し付けに当たっては管財の絡みが出てまいりますし、あと職員福利厚生含めての部分の、5階にある売店と同様でございますけれども、人事課がメインに出て共済組合の関係の部分で契約すべきところは契約し、なおかつ施設については財産管理という部分においての契約、それ相当の所管課が契約をしていく、というような形になろうかと思えます。

中村努委員 共済の関係で、ちょっとあまり詳しくないんでよくわからないんですが、賃料ですとかそういったことも今後、検討課題かなというふうに思いますので、また研究をお願いします。

金子勝寿委員 311ページの市民読書活動推進事業の臨時職員賃金とある、ちょっとこの事業、済みません、繰り返しになりますけど、説明いただいてよろしいですか、簡単に。

図書館長 こちらはですね、きのうも御説明いたしましたけれども、平成15年度から、市では読書推進アドバイザーという臨時職員を雇用をしております。ことしからはですね、社会教育から図書館のほうに予算、それから職員配置、異動になっておりますけれども、名前のとおり市の、特に児童を中心としました読書推進を各地区で広げ、またそれを中心的にスキルアップを図っていく人材という形でこれを設定いただいております。こちらの方の賃金ということで御理解いただきたいと思えます。

金子勝寿委員 年何回というか、たとえば地区に対して年に2回くらいまわるのかどうかとか。

図書館長 そうですね。メインとしましては、御自身が実際、各地区で実際に読み聞かせを展開をするということもございまして、本来の業務というのは、地区でそういったスキルを持った方々を育てていくといったところがメインになります。ですから、図書館における勤務ということもございまして、また出かけて行ってそういう実際にやる場合と、もう一つ、指導をしていく場合と、そういったものもございまして、そういう意味では結構、月のうち半分以上は地区に出まして、指導ないし読み聞かせを実施しているということになります。

金子勝寿委員 延べ参加人数とか、数字がもしあれば、またあとでお願いします。あと1点。素人の考え方で、例えば司書の方とかがこういう仕事が兼任できないのか。わざわざここで事業としてくくってあると思うので、高いスキルがあると思うのですが、その辺は何か、ソフト事業なので効果が見えないっていうのが、例えばどういう効果があったとか。

図書館長 そうですね。こちらは市民読書活動推進事業ということで、1つ提唱して特出しをさせていただきます。こちらはですね、一つの塩尻市の特徴といたしまして、この読書推進アドバイザーを置いてやっているということがございます。それから、県内では既に大分、今は活動が開始してありますけれども、親子文庫というものも事業として持っております。ですから、子供の読書の活動を進めていくということで、これは、ブックスタートですとか、それからいろいろと子供、児童、幼小中くらいですかね、も含めて、特に大人とはまた別な読書活動を主としてすすめていくという形で特出ししているところがございます。そういう意味では、守備範囲をそういった年齢に限って、力を入れてやっていく事業という形でやらせていただいているところでございます。

委員長 ちょっとそれに関連して。今、読み聞かせなどのそういう人材を育てる活動というふうに言われましたけれども、そういった例えば講座とかを開いたりしているのか、希望者があるところに出向いているのか、どんなふうにやられていますか。

図書館長 市といたしましては、この予算の中の一番下ですね、市民読書グループ活動補助金等を計上してございます。こちらに7万円の補助をさせていただいておりますけれども、こちらが今、市内14団体の読み聞かせを中心としたグループを横断的にまとめたグループでございまして。こちらを中心に地区で実践をしてもらっておりますけれども、市といたしましても、かなり読み聞かせに関心をもっておられる方々もいらっしゃいます。そういった人のために、初心者研修もしくは例えばフォローアップ研修といったものは適時やっているところでございます。以上でございます。

金子勝寿委員 311ページですね。図書館事業諸経費の中の一番最後のところ、図書購入費。図書館を利用させていただくと、毎月ですかね、新しい本が積み重なっています。どういう基準に基づいて、基本的な質問で恐縮ですが、まず本を選択しているのか。それと、いわゆる時間的に、毎月なのかそれとも2カ月に一遍とか、その購入の回数と2点。

図書館長 図書の購入に当たりましては、一つとしては、定期的に新書を購入しているルートがございまして。こちらは週に1回入ってきておりますけれども、選書に当たりましては、TRCと言いまして、図書館流通センターというところから、こういう本が、毎週、今週出ましたという形でカタログが届きます。こちらは著者、内容、そういった特徴、それから例えば受賞、どういうところで受賞しました、新聞に書評が載っておりますとか、そういった情報をうちのほうで、私も含め職員が精査をしまして、しかるべき内容であるというものをチェックいたしまして、オーダーをしていくと、そういうことを延々と続けてまいります。それから当然、出版社が直々に図書館のほうに、見計らいと言いまして、現物を持ってまいる場合がございます。こちらは現物を確認させていただきまして、特にこちらは、どちらかという和高価な参考図書が多くなります。そういったものをご確認させていただきまして、オーダーをしていくということが図書館側の選書になります。もう一方は、利用者様が選書をしていくというものがございまして。これはリクエストと言いまして、最近こういう本が話題になっている、図書館に入っていないので買っていただけないでしょうかと、そういったところでオーダーをいただきまして、

すべてかなうというものではありませんけれども、いただいたリクエスト情報を精査をしまして、それに応えていくという形で図書館側、それから市民側からの二通りの目線で選書をさせていただいております。

金子勝寿委員 売れ筋という変ですけども、人気の図書とかになりますと、早く、いわゆる、本が古い状態になってしまうという場合の更新する方針とか、要するにたくさんの方が借りられる本は、いわゆる、背表紙であったりが古くなるとか、その辺はどんな方針をお持ちなのか。

館長 ベストセラーといわれる本につきましては、ちょっと図書館界では2つに分かれているところが正直ございます。可能な限り利用者様のオーダーに応えていこうということで、大量の複本といたしまして、同じ本ですね、を何十冊、何百冊、大都市になれば何百冊単位で購入していくということもあれば、なるだけ多種多様な本をそろえていこう、そのかわり、逆にベストセラーについては、あまり複本を買わずにやっていこうという方針、2つに分かれてございます。塩尻は、どちらかと言うと、その後者に当たるほうでございまして、大変、利用者様には御迷惑をかけている点、正直でございます。ただ、委員さん御指摘のように、ベストセラー本は、旬が終わりますとピタッと動きがなくなってしまいます。そうしますと、何十冊という本が全く動かない状態で書庫を占めることとなります。そういったことも考えますと、図書館の使命といたしましては、塩尻では課題解決型の図書館という形で標榜しておりますので、文芸書にあまり特化せず、多種多様な本を数多くそろえていこうという形で考えてございます。劣化の部分につきましては、当然利用頻度が高ければ、当然劣化も早いです。必要なものは当然買いかえという形であれば、本をふやすというのではなくて、劣化した部分もまた新しい本として補っていくという形での選書という形をとっております。

中村努委員 こんにちは絵本事業の予算ってというのは、どこに載っているんでしょう。

図書館長 お手元の予算書のほうには、こんにちは絵本というのは出てございません。中身的には、こんにちは絵本のほうは、一つはチラシを印刷をして各年代にあった読書推進を図るという形で、一つは印刷製本費になりますか。市民読書活動の印刷製本費5万9,000円と書いてございます。絵本のチラシ関係を普及していくというものでございます。それから、本につきましては、配るブックスタートにつきましては図書購入費のほうに。

中村努委員 図書購入費のうちの幾ら充てられているわけなんでしょうか。

委員長 今の図書購入費の中でブックスタートに充てられた部分に関してはどうなんでしょうか。

図書館長 大変失礼をいたしました。ブックスタートの図書購入につきましては、図書費ではなく、別の費目のほうで購入をさせていただいておりますが、185ページの母子保健事業のほうでの購入をしております。

委員長 別のところにあるということで、どこにあるのかちょっと教えて、後で聞きたいと思っておりますのでお願いいたします。ほかにありませんか。

太田茂実委員 317ページの青少年育成事業ですけども。まだ図書館だね。

委員長 図書館費まで、済みません。

金子勝寿委員 貸し出しの際に、いわゆるカウンターで貸し出しを行う場合と、自動貸出機を使う場合の割合ってというのはどうなっているんですか。どういう方に。

図書館長 統計はとってございません。ただ塩尻の場合、傾向的に見ておりますと、セルフの貸出機の利用率は他館に比べますと、まだ10分の1しか利用されておられないような感じがしています。もしかしたら立地の場

所の影響もあるのかもしれませんが、多くのお客様がやはり、図書館員の手を介して貸し出しをしていく方が多いのではないかとこのように思っております。

委員長 ほかに、ありませんか。じゃあ先へ進みたいと思います。あとは全部の質問ということでよろしいですかね。

太田茂実委員 青少年育成の事業補助金ってありますけれども、それはどのくらい各地域に補助されてるんですか。

こども課長 こちらにつきましては、各区の均等割、それから世帯数割、さらに児童生徒数割。この根拠でそれぞれの区ごとに補助額を決定しております。

太田茂実委員 およそどのくらいになるわけですか、各区は。11区あるでしょう。

こども課長 当然、戸数の小さな区もございますので、かなり幅が実はございまして、多いところでは、区で言いますと野村区になりますが、19万6000円ほどになるわけですし、逆に少ないところでは3万円少し、3万3,000円くらいが一番少ないところになります。

太田茂実委員 そうするとですね、これからますます少子化の時代になってきて、そうすると一銭も行かない、補助できないということも懸念されるわけですね。それで、その下のですね、育成補助金の5万円というのは何ですか。

こども課長 これはですね、活動として、いわゆる地区を越えた活動を実施されてる育成会活動に補助をするものでございます。

太田茂実委員 次のページの319ですが、平出遺跡の公有化事業が最終年度ということでは言われましたが、どんな事業か、もう一度内容を教えてください。

平出博物館長 最終年度ということで、最終の地形復元それから植栽、それから全体の説明板等ですね、の設置。それから、今3カ年にかけて遺跡の中の各地区の防犯設備の設置をやっているんですが、最終年度ということで、最終平安地区の防犯設備の設置、この4点が主な内容でございます。

太田茂実委員 特にカヤぶきの竪穴住居が焼失されたわけですがけれども、それに対してはいろんな方策は講じられてるとは思いますけれども、最終的には万全でしょうかね。

平出博物館長 国の文化庁とも相談した中で、これまでは文化財といいますが、仏像とか建造物の防犯設備、防火防犯設備はかなり進んでいたんですけども、史跡に対して行った例があまりなくて、今回の火災を教訓にしまして、平出が恐らく全国第一号だと思いますけれども、炎感知器によりまして周辺の住民に知らせたり、あるいは警備会社に直通で連絡が行く、それから防犯カメラによりまして警備会社が随時監視をしているというような状況の中で、万全とは言えないかもしれませんが、全国的に見てもかなり先進的な取り組みだということで評価をいただいております。

太田茂実委員 いずれにしても、火が出てからでは、警備会社であろうと何であろうとも。つけられない方法を考えなきゃいけないなあというふうにも思うんですけど。参考に、年間の整備費はどのくらいに、環境整備から含めて。どこに出てる。

平出博物館長 いろんな項目がありまして、拾わなければいけないんですけども。

太田茂実委員 およそいいです。

平出博物館長 ガイダンス棟あるいは遺跡の関係、人件費まで含めまして、事業費も含めまして今現在780万円なんです。そのうちの維持管理費、概算ですけれども720万円くらいかかっています。

太田茂実委員 毎年これからずっとこのくらいはかかってきちゃうと、こういうことになるだね。

平出博物館長 ただ、経年に伴います老朽化等で一部改修等が、若干これにプラスアルファになると思いますけれども、おおむね300万円くらいで推移していくと思います。

永田公由委員 社会教育課でね、管理する施設のいわゆる清掃とか警備の委託料については、こういった基準というか、こういった方法で決めておられますか。

社会教育課長 私どもの総合文化センター部分のエレベーターだとかですね、自動ドアだとか、そういう部分の管理については、標準仕様に基きまして入札によってそれぞれ毎年契約していると。

永田公由委員 そうじゃなくて、いわゆるここへ出てくる社会教育課に関する、例えば木曽の4館とか、自然博物館とか、博物館とか、そういったものをひっくるめて、総体的に全部一括で警備委託なら警備の委託料を入札にかけるのか、それとも各館ごとにやるのか、その辺は。

社会教育課長 財政課の指示によりまして、それぞれ別途でかけさせていただくということになります。1社でもって全部という形でなくてね。

永田公由委員 それぞれの施設で、施設ごとにかけているということだね。

社会教育課長 そうということです。

永田公由委員 続けて。先ほども出てました青少年の関係ですけど、この青少年問題協議会と青少年健全育成審議会、この違いをちょっとお聞きしたい。

こども課長 青少年問題協議会につきましては、一般的に青少年の健全育成にかかわる課題についてですね、広く協議、対策を御相談する会議です。審議会のほうはですね、先の自販機条例、有害自販機のをお願いしましたけれども、その条例に基づいて設置している審議会でございます、そちらの審議内容につきましては、いわゆる自販機に収納される商品が有害なものか、あるいはそうじゃないものを相談する審議会というふうな事になっています。

永田公由委員 それぞれ、これは市の条例に基づいてつくっているということだよな。

こども課長 青少年問題協議会はですね、青少年問題協議会法がござまして、それに基づいて設置をしております。ただ、これは義務づけではございませんけれども、一応本市ではそれを置いているということでございます。審議会のほうは条例でございます。

永田公由委員 その審議会のほうは、まだ当分は続けていくということ。

こども課長 現在、いわゆる条例で規制する商品ではない、まあ成人向けの商品と申しますが、それを販売している自販機が7台ございまして、今、実はそれが稼動している状態です。いつ有害なものに入れかえられるということも考えられますものですから、その自販機が設置されている間はですね、そういった速やかな対応が必要になりますので、一応置いておきたいというふうに思っています。

永田公由委員 それから、その下の青少年育成事業諸経費というのは、これは多分、柏茂会館の関係だと思えますけど、説明のほうにもあるように、老朽化しているということと、施設の利活用があまり芳しくないということで、今後のあり方を検討していくということなんですけども、これは平成23年度中にある程度方向づけを

されるということですか。

こども課長 費用対効果はもちろんあるわけですが、一応、簡単に言って、140万円をかけて年間700人の利用があるという、今、状況です。その単価で2,000円という部分をですね、どんなふうに判断するかということになりましようけれども、お使いいただいている皆さんはですね、本当に毎年リピーターで来ていただくというふうな使い方が多いものですから、そういう中では、子供向けの事業ばかりではないですが、一応役には立っているかなというふうなことを考えていまして、一応、もう少しPRも重ねながらですね、様子を見させていただきたいと、このように思います。

永田公由委員 これはあれですか、施設のリフォームとかそういったことは、今のところ必要ないということですか。

こども課長 ええ、先に大きな改修をさせていただきまして、その後、細かな修理とかいうのは生じますけれども、大きなところでは、当分はいいだろうというふうに考えています。

永田公由委員 それから、地元の皆さんが利用というのはありますか、いくらか。

こども課長 ええ、地元の方もですね、要は、御家族や親戚関係でですね、宿泊に利用されるとかという例もございます。

金子勝寿委員 337ページの体育施設整備事業。新体育館で市民意向調査のアンケートの件なんですが、意向調査のための、まず、送付先の抽出方法を。

スポーツ振興課長 無作為で抽出して、地区ごとにはなるとは思いますけども、無作為で1万人、20歳以上の方ですね。

金子勝寿委員 無作為ということは、なんかあれですか、コンピューターとか使うのか、それとも普通に手作業でやるのか。

スポーツ振興課長 情報推進にお願いしまして抽出するということになります。

金子勝寿委員 あと次に、1万人対象で、どのくらい返ってくる予想なのか、大体ほかの市のアンケートなどは、どのくらい、その予想を。

スポーツ振興課長 大体40%を予想しています。

金子勝寿委員 あと、一番聞きしたいのは内容なんですが、内容を、現段階で具体的にわかる範囲で。

スポーツ振興課長 今年度中、あるいは昨年来から、市街地活性化特別委員会等にも御報告してきた内容と、それから、今現在は中央スポーツ公園測量計画を関係者に公表してございますが、今私どもが考えているのは、体育館建設に伴う駐車場問題ですとか、この規模でどのくらいのものが、面積的に、現段階では中央スポーツ公園のところの測量用地のところですね。そこに建てた場合には、どういったものができてくるか、駐車場はどのくらい、といったようなデータを公開してますので、それにあわせて、新年度になりますけれども、議会構成も変わってまいりますので、新たな市街地活性化特別委員会にお諮りをしてですね、内容を精査して、今考えていますのは、9月の1日号になるかどうかわかりませんが、広報で市民に情報提供して、その直前でアンケートを送付したいということで考えております。具体的にどこまで、どういう方向でということはまだこれからです。

金子勝寿委員 先にちょっと数の話なんですが、4割ぐらいという話でしたが、そこまでやらなくてもいいのかなと思うんですけど。推測統計学で1,500以上あれば、基本的な8割の確からしさと言われるので、数は

たくさんあったほうがいいでしょうが、一般の世論調査でもやはり2,500件程度だと思えます。4割はちょっとお金かけ過ぎかなというところ。これはまた検討してください。それから、内容についてですが、基本的に中スポに建てることを前提としたようなアンケートの内容になりそうということでもいいのでしょうか。あまり具体的に聞きすぎることないと思いますけど、現段階で。前提としてどうですか、という聞き方をするのか、それとも、体育館を広く必要だと思いますか、という問い合わせをするのか。

スポーツ振興課長 今まで議論をしてきていただいている中では、中央スポーツ公園のところ、現在駐車場地になっているところが第一候補地として、市民アンケート等でも大多数の意見を占めておりますので、第一はまずそこに体育館を建てるかどうかということがメインになると思います。

永田公由委員 関連して、今、部長のほうで改選後の特別委員会、できるかどうかは別にしても、その辺で議会にもという話なんですけど、アンケートの内容について議会と相談するという考えはありますか。

スポーツ振興課長 そのつもりであります。

永田公由委員 ぜひお願いします。

中村努委員 関連ですけど、アンケートの質問項目は、外のコンサルに出したりとか、そういうことは考えてないのでしょうか。

スポーツ振興課長 それは予定しておりません。暗に誘導的な内容になることも懸念しながら、議会の皆さんとも相談する中で決めていきたいと思っております。

中村努委員 じゃあ、建設すべきかどうかというレベルからの質問内容もあり得るということになりますか。

スポーツ振興課長 その予定で、今、進めております。

委員長 ほかにありませんか。

太田茂実委員 先般ですね、この予算書に直接関係ないですけども、広丘小で子供が交通事故に遭った。しかも信号のあるところで、横断歩道を渡っている最中に事故に遭った。その後の対処方法というか、事故が起きない方法を考えなきゃいけないですけども、もちろん運転マナーの問題もありますけども、教育委員会としてはどんな処置と言うか、今後の対策をされたか、ちょっとお聞きしたい。

こども教育部長 横断歩道をですね、正規に渡っていて、それも複数のお子さんたちですけども、そこへ女性の方だと思いますけども、前方不注意で少しブレーキが間に合わなくてですね、交通事故になってしまって、右足膝下の骨折というような状況でございますけれども、日ごろからですね、交通事故には十分留意するように学校のほうでも徹底を図っているところでありまして、今回におきましては、そういった横断歩道上でもございますし、こちらのほうに非があるわけではございませんので、御本人はそれは交通事故で大変痛かった部分もありますけれども、それに対して特に私どもでどうしようということは現段階ではございません。これについては、事故報告ということで上がって教育委員会のほうにもすぐに報告がございますし、強いて言えばですね、改めて学校のほうで、そういった方法、交通安全について徹底を図ってもらうようにしてまいりたいというふうに考えております。

太田茂実委員 小学生は、何の非もない。横断歩道でしかも信号機が青で、そこを横断しているということですから、やっぱり対策上、私もしょっちゅうあそこは通らせてもらうんですけども、若干カーブになっていてね、しかも夕方というような場合は、逆光になっちゃうんですね。だから、歩行者が目に入らないというケース

もあると思うんですよ。だから、予告灯か何かを設置するような方向を、要するに通過車両に対して、手前に予告灯を設置するとかというようなことも考えられないかどうか。

こども教育部長 今お聞きしてますのが、運転者の前方不注意によるわき見でのブレーキが遅れたということが、主な原因とされております。でも、しかしながらですね、今お話がありましたように逆光とか、道路が少しカーブしているとか、状況がございますようですので、そこら辺は再度関係課のほうとも連携をして確認をして、対応が必要であればですね、そういう方向で検討をさせていただきたいというふうに思います。

太田茂実委員 それと、被害者のね、子供のケアというのはどうするのか。それもやっぱりしていかないと、自分は非がないのに事故に遭ったということで、子供の精神的なケアが、私は大切だと思うんですよ。その点はどうか。

教育総務課長 今、部長が申し上げましたように、子供は集団で横断歩道の青信号を渡っていたにもかかわらず、お見舞いに来たほかの保護者ですとか、あるいは友人から、道路に飛び出したのではないか、というふうな言葉をかけられて、当該児童もちょっと切ない思いをしているということをお聞きをしております。事実とまた違うことでもあるものですから、この点につきましては、学校を通じて学校の児童たちに、どういう状況でこういう事故に遭ったかということをも十分説明をして、誤解のないように、児童の心を傷つけることのないような、そういう配慮をお願いをしたいということで、学校側に指導をしているところでございますので御理解をいただきたいというふうに思います。

太田茂実委員 ぜひ、そういったケアをですね、最善にさせていただきようをお願いしたいと思います。

それから、いいです。重伝建と言うかですね、街なみ保存、あるいは中村邸の保存工事をしているわけですが、それはすべてがですね、木造で連檐をされていると。例えば奈良井宿の場合には、1キロメートルの路地が木造です。それから中町の中村邸ですか、これもやはり建物が連檐をしているということで、保存という言葉はいいんですけども、何か、火災でも発生した時には、どういう対応をするのか。そうすると、消火栓という問題が出てまいります、消火栓をやる時にはもう既に燃えているわけですから、そこでとまらないようにですね、とまるように、いかにしたら防火ができるのか、その点のお考えはすべて含めてどうでしょうか。

社会教育課長 木造で燃えているものをどうするかという部分もございまして、先だって、2、3年前、4、5年前ですか、奈良井の観光案内所の前のところで火災があった経過がございまして、これは、やはり初期消火、あそこの地元にある消火栓によって消火をして類焼を防いだというような部分もございまして、大変多くの消火栓が設置されております。この部分で、やはりそれぞれが地元で気をつけていただく部分、火を出さないという部分が大前提でございまして、そういう中での地域消防力をお願いしていくのが、一番現実的かなと思っているところでございまして、よろしく申し上げます。

太田茂実委員 それは、もちろんそういうことではしょうけれども、1キロメートルに及ぶ木造がですね、一番下で火がついたら瞬間に行っちゃうですよ、それは。過去の大火を見てもね、そうなんです。しかも、普通の民家でなくて、しかもこれだけ。

社会教育課長 それでは、詳細は担当課長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

文化財担当課長 重伝建整備におかれましてはですね、先日御説明申し上げました。昨日ですね、申し上げました修理修景事業ということにかかわらず、それ以外にもですね、今、委員の御懸念の点の火災に対するものと

ということで、防災施設設置の事業が個々人によって行われております。この消火栓の設置につきましては、伝建地区のように137基という消火栓の設置がなされておりまして、先ほどうちの次長のほうで御説明申し上げました5年前の火災につきましても、それら3点の方向からの初期消火が実りまして、最小限のものであるというように理解しております。また、防災の日には必ずですね、地域内の放送等で防災意識の啓発をするなど努めておりますので、文化財がそのように守られている点まで御理解いただいて、御了解いただきたいと思っております。以上です。

太田茂実委員 それまでの努力がですね、水の泡にならないようお願いしたいと思います。

それから、もう1点いいですか。文化事業の委託の中で補助金が出るわけですがけれども、聞くところによると、カラオケ愛好者が一日かかってカラオケをやっている。それに対して参加費はいただいているわけですか。

社会教育課長 担当課長のほうから答弁させます。

芸術文化担当課長 うちのほうと言うか、カラオケというのは、歌謡部門というのがございます。芸術文化振興協会というのがございまして、その中に歌謡部門というのがございまして。それで、春の芸術祭、秋の文化祭という形、また早春のつどいという、3つの大きな舞台の事業があるわけですが、その中で、出演者につきましては、その部会、全部部門がありますけど、その中で選択をしまして、きのう御説明申し上げましたように、実行委員会方式によりまして皆さんでその出演者を決めているということでございます。市の委託事業のその3つにつきましては、一切参加料はいただいております。それは、市主催の事業でございますので。今、委員さんのお伺いするのは、恐らく独自でやっているものにつきましては、うちのほうは事務局ではございませんのでお答えはできませんけれども、それにつきましては必要な参加料をいただいているということはお聞きしております。

太田茂実委員 こういう批判があるわけせ。照明から、エアコンから使ってますね、そして、しかも補助金まで出してカラオケを一日中、観客が何人おられるかわかんけども、していると。こういうことに対して、いいのか、それでいいのか、そういう批判があるわけ。だから、きちっとした団体に対して補助をするだけの、何とかな、価値があればね、いいかもしれんけど、なんか大分そういうことで批判があるものですから、私はあえて、そうならないようにしてほしいなと。

芸術文化担当課長 今の委員さんの御意見を参考にさせていただきますまして、諮りたいと思っておりますけれども、うちのほうも、補助金という形では一切出しておりません。先ほどの3事業につきましては、分会の中で調整をさせていただきますけれども、ほかに独自でやっているカラオケもかなりステージがあるかと思っておりますけれども、それはそれぞれの団体、組織でありますけれども、市の組織とは別にございまして、そちらの組織で主催をしてやっているようでございます。こちらにつきましても、互選といった形でやっていただくように御指導はしておりますけれども、その団体ごとの調整で行っております。今のような意見を参考にさせていただきたいと思っておりますが、そんなような実情で御理解をいただきたいと思っております。

委員長 済みません、それに関連してですけども、そういう独自の団体が独自の活動として取り組まれる時に、レザンホールとかを借りるわけですがけれども、貸館料としては普通の人が借りる時と同じようにしなくていいんですか。

社会教育課長 課長より答弁させていただきますので。

芸術文化担当課長 文化会館の減免規定については、規則の中に決められておりますけれど、一応、そういう市の芸術文化団体の事業でございますので100分の50ということで、50%減免になっております。これは、カラオケにかかわらず、ほかの舞台の関係も全部そうでございます。

金子勝寿委員 もう一度、体育館のアンケートのほうに戻らせていただいて、対象者の中に、いわゆる有権者、20歳以上ですが、以下の10代、15歳から20歳までのこの辺、10代の方も含めるのかどうか、否か。

スポーツ振興課長 今のは、私、先ほど20歳以上というふうに答えましたが、当初はですね、市議会議員選挙等にあわせて調査を行うというような手法も検討したきた経過があるものですから、そうすると当然20歳以上ということでしたけれども、とりあえず今の段階では、1万人規模という段階でしたが、その中でアンケートをとるに当たっては、15歳以上、いわゆる高校生以上を対象に含める予定でおります。

図書館長 それでは、答弁の修正をお願いしたく、よろしくお願ひいたします。先ほど中村委員さんのほうから、こんにち絵本につきましての内容ということで、図書館費につきましてですね、印刷製本費並びに図書購入費でございますと御答弁申し上げました後ですね、母子保健事業に支出してあると修正をいたしました。これ、当初の答弁に戻していただきまして、図書館費にて購入しておりますので、申しわけございませんが訂正をお願いいたします。ちなみに、平成22年度の実績ですけれども、640冊を図書館費の図書購入費で購入させていただいております。

中村努委員 そうすると、この予算の図書購入費の2,239万3,000円の中に入っているということですか。

図書館長 はい、そのとおりでございます。なお、事業につきましては、健康づくり課と協働でコラボでやっておりますことを御了解いただきたいと思います。

中村努委員 そのうちの、こんにち絵本にかかわる予算というのは、どのくらいになっておりますか。

図書館長 先ほど申し上げましたように、平成22年度実績ですと46万円ほど購入させてもらっておりますので、大体50万円程度かと思われまして。

委員長 それでは、ちょっとまだ質問も続いているようですが、ここで休憩をとりたいと思います。午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

委員長 それでは、おそろいのようなので、休憩を解いて再開したいと思います。今の社会教育の関係について、ほかに御質問ありませんか。

永田公由委員 平出博物館の関係ですけど、本会議でも質問をさせていただいたんですけども、竣工記念というかね、完成したあかつきに、ぜひ全国に発信できるようなイベントを考えてもらいたいと言ったら、財政的な理由で、部長はもっといい答弁をしてくれると思って期待していたけれども、情報サミットぐらい塩尻でやるぐらいの発言があってもよかったと思うけれども、あれですか。一応、そういったものである程度のものは考えてもらえるわけですか。

生涯学習部長 史跡公園の整備と同時にですね、今度、道路も改良になりますものですから、大型観光バスも

自由にというようなことで、言われたように、かつてはバルーンフェスティバルのような話もあったやに聞いておりますので、できれば、そういうようなことも含めましているんな、今後、地元を含めた検討委員会の中でそういう大きなものを出していただければ、対応できるものについては随時やってまいります。

永田公由委員 ぜひお願いします。続けてですけど、平出博物館は確か宗賀村当時につくられたものであって、もう築、言ってみればもう60年近くたっている建物だと思うんですね。比較的入館者も近年減少傾向にあるし、すぐとは言わないですけども、ある程度時期を見てね、遺跡公園のほうへ新しく建てられたほうが、博物館としての機能も充実するだろうし、来場者もふえるんじゃないかと思えますけども。今のあの山つきだと、やっぱりちょっと暗い感じもするし、また全体的に展示物についても限られてしまうというようなこともあるものですから、その辺についての検討、研究というのはされているわけですか。

生涯学習部長 確かに、委員御指摘のとおり60年近い経過をしておるのですけれども、平成4年の時に短歌館と一緒に瓦塔館をつくりまして、博物館の中の展示等、若干は手直しをしたわけなんですけれども、しかしながら、委員御指摘のとおり、古家の造作じゃありませんけれども、使い勝手がよくないということで、いずれもし老朽化がしてきた場合は、あそこではなくて史跡公園のほうへを検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

永田公由委員 あれですか、博物館のようなものに対しては、例えば国からの補助ですとか、有利な起債というようなものが使えるものがあるわけですか。

平出博物館長 特にはないと思います。

永田公由委員 すると、単費でやらなきゃいけないということになる。

平出博物館長 はい。

永田公由委員 せっかくあれだけ立派な公園ができて、そんなに大きなお金は要らないと思いますので、ぜひ研究材料の一つとして、何年か後には立派なものができるようにぜひお願いしたいと思います。

委員長 それに関連して、前にガイダンス棟やなんかを建てたりすることについても、非常に規制があって建物を建てたりすることも難しいというようなことも聞いていたんですけれども、博物館というと、また特別な事情というか、施設として認めていただける可能性というのものもあるんでしょうか。

平出博物館長 ガイダンス棟につきましては、遺跡の案内施設ということで補助要綱の中にもありまして、現在建っているところは遺跡指定地の一番北のはずれ、遺跡指定地内です。文化庁の指示のもとに建てた建物です。博物館につきましては直接関係がないということで、当然建てるとしたら遺跡指定地よりも外の民有地を、結局公有化しましてそこに建てるというような形になると思います。

委員長 ほかにありませんか。一つお尋ねしたいと思うんですが、今特に社会教育にかかわって、いろいろな施設が皆さんの御努力によって運営されていて、来館者が少ないというようなところとかね、心配をされている部分もあるんですけども、平出の博物館にしてもそうですし、今の話にも出た瓦塔のことやなんかについても、全国的にも本当に数の少ない貴重な資料がそろっているところとかということでもあり、また、重伝建の問題でもそうですけれども、本当に全国に誇れるようなものだと思うんですね。ただ、そういうものが子供たちというか、多くの市民の人たちにまで知られていない、あるいは、アピールされていないというような思いがあって、特に、例えば5月のゴールデンウィークだとか夏休みだとかということで、やっぱり家族ぐるみでそういった市

の重要な施設だとか文化財に触れるというような、そういうことを機会にしてもらいたいなというふうに思うんですけど、そういうことに対してのアピールするような企画とか、そういうものは新年度のところで何か、それぞれ計画がありましたら聞かせていただきたいと思います。

社会教育課長 それでは博物館関係でございますけれども、これにつきましては、博物館、市内の博物館ということでPRチラシをつくってですね、入場無料をつけさせていただいてですね、お子様やなんかの、大人も含めてですね、4名までですね、というような部分でPRをさせていただいているところでございますし、漆器祭の期間については、木曾4館についての無料開放、または半分とかですね、そういう部分も漆器祭に向けてPRさせていただいておりますので、今後、いいアイデアがあればですね、どんどん取り入れながら少しでも多くのお客様が立ち寄れるような形にしていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長 家族でね、いろいろな企画を立てたりする時に、あらかじめ情報が伝わっていて、今度こういう機会があったらこういうところに行ってみようかというようなふうになれるように、集中的な情報提供の機会とか、広報なんかもそうですけれども、活用して、ぜひそういうことで多くの人を訪れて理解を深めていただけるような、活用をしていただけるようなふうをお願いしたいと思います。

金子勝寿委員 335ページの市民スポーツ振興事業の中の体育協会活動補助金等で、例えば、さらに体育協会の中から各団体等へ補助金が行っていると思うんですが、そういう中から補助先の団体が、補助金を受けていることと別で、さらにほかへ寄附等を行っているような事例というのはあるのでしょうか。把握しているか。

スポーツ振興課長 私どもとしてはちょっと把握はしておりません。

金子勝寿委員 そういう、行った先の会計監査ですね、いわゆる補助金が、市からはこの体育協会へ繰り出されるわけですね。そこから先の部分についての補助金のいわゆる使途、いわゆる会計基準に適した支出なのかどうかについての監査等、もしくは、いわゆる報告はどの辺までいっているのか。

スポーツ振興課長 いずれにいたしましても、委託料、補助金合わせて3項目ございますが、昨年度から市の監査委員さんに入らせていただいて監査を実施しております。

金子勝寿委員 それは、自治法上、監査が入れる内容というと、25%ですか、それとは別で任意でやっているということですか。

スポーツ振興課長 はい。

委員長 ほかにありませんか。ないようですので、全体を通してこれを質問をしますけど、というようなことがありましたらあれですが、よろしいですかね。

永田公由委員 1点だけ、ちょっと聞いておきたいんですが。総合文化センターを改修して、北庁舎を壊してどうのこうのという話があるんだけど、総合文化センターの中へ新たに出先じゃないけども、関連したものが入るわけですか。

社会教育課長 北庁舎の関係、今委員さんからお話のあった部分に、土地改良区の部分と、昔で言う互助会というのですね、勤労者サービスセンター、この2者、今ある部分をちょうど文化センターの2階、あがったところに大会議室がありまして、その向かいに203という会議室があるんですけども、そちらへ一応現場を見ていただいてですね、お入りいただくというようなことで御了解をいただいているという、今、ことでございます。

永田公由委員 その2つ一緒に入っちゃうんですか。

社会教育課長 ええ、一緒に同じ部屋へ入るということでございます。私どもとしては、貸館ですね、市民が大変多く使うところでございますので、要望の中では広いところというような御要望もありましたけれども、折衷案というのではございませんけれども、御理解をいただいて、できるだけ小さなところで市民の皆さんの貸館にできるだけ迷惑がかからないような形でお願いしたいという要望もしながら、そちら203の会議室を使うというような、今、現状でございます。

委員長 それでは、議案第16号平成23年度塩尻市一般会計予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第16号平成23年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託されました部分について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、次に進みたいと思います。

議案第18号 平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

委員長 議案第18号平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。説明をお願いします。

人権推進室長 それでは、予算書419ページをごらんいただきたいと思います。予算説明資料につきましては54ページをお願いいたします。議案第18号平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。平成23年度の歳入歳出の総額は、それぞれ117万5,000円と定めるものでございます。

まず歳出から御説明を申し上げます。427、428ページをごらんいただきたいと思います。初めに1款1項の総務管理費でございますけれども、操出金といたしまして、一般会計へ53万7,000円を繰り出すものでございます。これにつきましては、貸し付けた返済額、いわゆる歳入でございますが、それより長期債の元金償還、いわゆる歳出でございますが、これが、歳入が歳出を上回るためにその差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に2款の公債費でございますけれども、これは昭和62年に簡保資金、いわゆる現在では簡保生命保険の資金でございますが、それを借り入れた2件の長期債の元金が58万7,000円、またその利子5万1,000円でございます。

次に歳入でございます。425、426ページをお願いいたします。説明の欄でございますけれども、現年分の住宅新築資金の貸付元金収入48万4,000円、それから同じく滞納繰越分といたしまして20万3,000円、それから現年分の宅地取得資金の貸付残金が27万1,000円、同じく滞納繰越分といたしまして11万9,000円でございます。その下の利子につきましては、今、御説明いたしましたそれぞれの元金の利子収入でございます。なお、返済をいただいております方につきましては、現年分が1年、滞納分が1年、それぞれ住宅等貸付分をあわせて返済をいただいている状況でございます。

最後に429ページをお願いします。地方債の現在高でございますけれども、平成23年度末、この調書では、当該年度末現在高見込額となっておりますけれども、それは61万5,000円の残高見込みとなります。これにつきましては、次年度の平成24年度末をもちまして、すべて長期債の返済が完済の予定でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 御質問はありませんか。

永田公由委員 これ、不納欠損はどのくらいにしますか。

人権推進室長 先ほど、1名ずつで2名というところではありますが、そのほかに1名の方が前々から、そういったところでお話に出ておりますけれども、1名の方は400万円余につきまして不納の見込みです。

永田公由委員 それ、もう処理したということですか。処理してある。

人権推進室長 まだでございます。と言いますのは、先ほど申しましたように、長期債の借り入れの中から貸し付けてありますので、平成24年度をもちましてその手続きに入るということがベターだということで、今、県との調整を図っております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。ないようですので、議案第18号平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算

委員長 議案第19号平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 それではよろしくお願いいたします。予算書の430ページをお願いいたします。平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算でございますが、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2,010万1,000円と定めるものでございます。内容について説明をいたしますけれども、予算説明資料では44ページになりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、まず歳出から説明をさせていただきます。440、441ページをお願いいたします。まず1款総務費のうち1目一般管理費でございますけれども、一番上の事業で委員報酬でございます。奨学生の選考のための委員会を組織をしております、そのための選考委員の報酬5人分を計上させていただいております。

一つ飛びまして、基金積立金でございますが、貸付金の収入を基金に積み立てて運用をしております。育英基金につきましては高校生対象、大野田育英基金につきましては大学生対象の基金というものでございます。この育英基金積立金、それぞれ19万6,000円、それから695万7,000円でございますけれども、ただいま申し上げましたように、貸付金の収入、それからそれぞれの基金の利子等を主に基金の積立金に充当をさせていただいております。

次の一般会計繰出金でございますけれども、これも歳入のほうで説明をさせていただきますが、木曽広域連合にかかわる奨学資金につきましては、平成17年度の合併時に清算をさせていただいております。一般会計から

清算をさせていただいておりますので、その貸付金収入を操出金として一般会計へ返還するものでございます。これが174万1,000円でございます。

2款貸付金でございますけれども、奨学資金貸付事業ということで1,116万円の予算を計上させていただきました。上の育英基金奨学資金貸付金につきましては高校生対象ということでございまして、144万円でございます。内訳につきましては、平成21年度からの貸付金の分が3名でございまして、これが36万円。それから、平成23年度の予定分といたしまして9人を見込んでおります。これが108万円という見込みでございます。それから2番目の大野田育英基金でございますが、大学生を対象とした基金でございます。内訳といたしまして、平成20年度からの貸付分が13名でございまして、672万円でございます。それから平成23年度の予定分ということで5名を予定をしております。これが300万円。合計で972万円というものでございます。

それでは歳入のほうを説明させていただきますので、436、437ページをお願いいたします。まず1款財産収入でございますが、それぞれの基金の利子でございます。平成21年度の決算額にあわせて計上をさせていただきました。

3款の繰入金でございます。育英基金繰入金、大野田育英基金繰入金でございますが、基金を取り崩しをいたしまして貸付金に充当させていただいております。

それから5款諸収入、貸付金収入でございますが、まず437ページの説明の欄に育英基金、高校生対象とした貸付金収入がございます。現在予定しておりますのが高校生1名分でございまして、12万円でございます。滞納繰越分につきましては、目出しをさせていただいております。次のページへまいりまして、439ページの説明欄の一番上、大野田育英基金の貸付金収入、大学生対象でございますが、平成23年度見込んでおりますのが28名分でございます。これが678万円ということでございます。最後に、木曽広域連合の奨学資金の貸付金の収入でございます。先ほど、歳出のほうでも御説明をさせていただきましたが、木曽広域の基金より貸付を行っていたもの9名分でございまして、ここの基金に返すものにつきましては、平成17年次に一般会計のほうで清算をさせていただいております。積立は現在しておりません。なお、償還は平成31年度までかかる見込みでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 御質問、ありませんか。

副委員長 一般質問でもあったんですけども、学生が就職難ということで、据え置き期間というのは、学校に在籍中は償還はないわけですが、就職できない場合とかいうのは、どのような対応をとっておるんですか。

教育総務課長 償還につきましては、例えば大学生でしたらば、4年間の貸付をいたしまして、1年おきまして、その次の年から在学期間の倍の期間で返していただくような、8年をもって返していただくような、そういった施行規則になっております。その中で、償還の猶予というようなものがございまして、傷病その他の事由により就職が困難であると、こういった場合につきましては償還の猶予というような規定もございます。現在、滞納されている方が大学生1名ございますけれども、この方は、やはりちょっと病気をいたしまして就労したり、しなんだりというようなことで滞納している状況でございますけれども、病気の状況ですとか、就労状況を見ながら、それぞれかわりを持ちながら入れていただくような、こういったつながりを日々つくっておりますので、経済状況、身体状況ありますので、それぞれの償還者の償還の方の状況を見ながら返済を促していくと、こんな

状況でございます。

委員長 よろしいですか。

永田公由委員 これ、保証人はつけるわけです。

教育総務課長 保証人はつけていただいております。

永田公由委員 1人、2人。

教育総務課長 1人です。

永田公由委員 それと、この基金残高は今どれくらいありますか、残高で。

教育総務課長 基金の残高でございます。大野田育英基金、大学生対象でございますが、平成22年度末の見込みで5,351万4,000円、それから育英基金、高校生対象でございますが、平成22年度末で2,697万5,000円の見込みでございます。

永田公由委員 本会議の金子議員の質問だったかな、金子委員、何か2つを一緒にするのを検討されているというような話もあったんだけど、その辺は。

教育総務課長 確かに金子議員さんのほうから償還免除というような御質問をいただきまして、教育委員会といたしましても、それぞれの基金条例で高校生対象、大学生対象というような用途が定められております。ただ、近年、貸付の状況を見ますと、高校生が非常に少ないような状況でございますし、貸与額につきましても1万円というような基準がございます。高校生につきましても、就学状況、就学における経済状況も変わってきておりますし、高校の授業料無償化ということもございまして、こちら辺の貸与額ですとかというものを検討する必要があるのかなというふうに思っております。この際、高校生と大学生の基金を一本化いたしまして、基金の残高を見ながら効果的に運用できるような見直しを図っていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

金子勝寿委員 貸与免除の話ですが、借りたお金は返すという答弁、全くそのとおりで異論はないのですが、1割、2割ちょっと検討してもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺、次回、教育委員会のほうでお願いしたいと思います。

こども教育部長 本会議でもお答えしましたように、奨学金の必要性というのはですね、十分に認識をさせていただいておりますけれども、無償給付についてはすべて差し上げてしまうわけですので、こういった方を選考していくのかといった、そういう基準とか制約がもちろん生じてきますので、例えば学校卒業後はこの塩尻へ帰られて何年間市民税を納めていただくとかですね、そういったことも入ってきますので、そういう基準とか制約をどこら辺に置いたらいいのか、これはやはり大勢の方に認めていただけるような基準を認めていかなければいけませんし、そういう中ではなかなか難しい面がありましてですね、今その部分を検討しているわけですが、また、やはり副部長のほうからも申し上げましたが、借りたものは返すという大原則もありますので、全額返さなくていいよというふうにするのか、ある程度、率はともかくとしまして、3分の1ぐらいは返さなくていいようにするのか、4分の1程度にするのかと、そういうところも含めまして、さらに今課長のほうで申し上げましたが、大野田育英と育英基金との一体化と基金全体の残金の関係もありますので、そういったことを含めてですね、もうしばらく検討をさせていただきたい。こういう状況でございますので、よろしく申し上げます。

金子勝寿委員 いつくらいまでに御検討の結果をいただけるのでしょうか。

こども教育部長 経済状況もございますし、その需要というのいろいろあるかと思えますから。ただ、課題になるところはもう拾い上げてございますから、あとは、この需要がですね、どういう需要があるのかというのを少し現役なりのところで確認をしてみたりですね、そういったお時間もいただく中では、できるだけ早く詰めさせていただきたいというふうに思っています。

委員長 私のほうから、返還の、さっき経済状態や身体状況に配慮をしながら返還を求めていくということを言われたわけなんですけれども、全国的な奨学金なんかでは本当にシビアな取り立てと言ったらあれですけれども、状況になっていて、本当に今、就職できないでいる人たちに、その実家まで含めて、保証人ということもあるでしょうが、返済を求めてきているというようなことで、自分自身はアパート代も払えなくて仕事を探しているが、本当にどうしたらいいかというような御相談を受けたこともありました。塩尻市で行っているこの奨学金貸与事業については、そういった点にも配慮をしていただいて、初期の目的というか、そういう見地に立って運用をしていっていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうかね。やっていただきたいということでしょうかね。

教育総務課長 在学中は、毎年、在学証明書ですとか成績証明書を出していただいて、その方と接触する機会があるわけなんですけれども、卒業いたしますと就職というようなことで、つながりが薄くなってしまいます。ですから、保証人さん等を通じまして、その方の経済状況ですとか就労状況をお聞きする中で、こまめに接触を図って貸付金の収納に努めてまいりたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。ないようですので、議案第19号平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それではちょっと早いですけれども、お昼の休憩にしたいと思います。それでは、午後1時再開といたしますので、よろしくお願いたします。

午前11時50分 休憩

午後0時59分 再開

議案第20号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

委員長 それでは休憩を解きまして、午後の審査に入りたいと思います。議案第20号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。お願いします。

長寿課長 予算書443ページをお願いいたします。議案第20号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計予算につきましては、第1条歳入歳出予算にございます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億5,458万9,000円と定めるものでございます。平成23年度は、平成21年度から23年度までの3カ年を計画期間といたしまして、第4期介護保険事業計画の最終年度となります。この計画の平成23年度分の計画値を、平成22年度実績を踏まえて修正をし、前年度比2.8%、1億2,099万円余増の予算計上をお願いするもので

ございます。それでは歳出から説明申し上げます。460、461ページをお願いいたします。なお、予算説明資料につきましては、23ページでございますのでお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費につきましては、事業にかかわる事務費でございます。説明欄、下から6番目の黒ボツ、いきいき長寿計画策定委託料201万円余につきましては、3年に一度改定をする第5期介護保険事業計画を含む、いきいき長寿計画策定委託料でございます。

説明欄2番目の白丸、高齢者実態把握事業でございますが、そのままいきますと要介護・要支援となる恐れのある高齢者の把握に関する事業を補助する臨時職員賃金でございます。こちらの財源につきましては、緊急雇用創出事業による県の補助金でございます。

次に、2項の介護認定審査会費でございますけれども、要介護認定にかかわる経費で、認定調査員8人分の報酬をあげてございます。対象者が増加していることから、前年度よりも1人増としてございます。

2番目の白丸、認定調査等諸経費の下から2番目の黒ボツ、文書作成手数料でございますが、主治医の意見書作成手数料でございます。

ページめくっていただきまして、463ページをお願いいたします。説明欄中段の認定審査会委託負担金は、松本広域連合の認定審査会にかかわる費用の負担でございます。市町村の均等割と実績割を加えたものでございます。

次に2款保険給付費につきましては、この後、469ページまでにありますけれども、それぞれの給付費の合計額は42億3,800万円余、前年度と比べまして1億1,800万円余、2.9%の増ということをお願いいたします。

それでは1項の介護サービス等諸費でございますけれども、こちらの項につきましては、要介護1から要介護5の認定者にかかわる介護サービス給付費でございます。要介護認定者数は年度中を平均しまして1,850人余を見込んでおります。

このページ、下から2番目の白丸、居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所等のサービス給付費でございます。前年度と比べ7.2%の増となっております。要因といたしましては、介護付有料老人ホームにかかる給付費、あるいは通所介護等の給付費が伸びているということを要因として考えております。

説明欄一番下の白丸、地域密着型介護サービス給付費につきましては、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護のサービス給付費でございます。

ページをめくっていただきまして464、465ページをお願いいたします。最初の白丸、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームを初めとします介護保険3施設にかかわるサービス給付費でございます。ほぼ前年並みという状況でございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費でございますけれども、そちらは要支援1及び要支援2の認定者にかかわる介護予防サービス給付費でございます。要支援認定者数が年度中を平均し、753人を見込んでおります。

説明欄、介護予防サービス給付費2億1,400万円でございますが、介護予防にかかわる訪問介護、通所介護、短期入所等のサービス給付費でございます。前年度と比べ、20.8%の増となっております。

466、467ページをお願いいたします。3項高額介護サービス等費は、月間の利用者負担上限額を超えた場合に、超えた部分を支給する給付費でございます。

一番下、高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護保険と医療保険の両方のサービスを利用した時の自己負担額を年間で合算をし、自己負担限度額を超えた場合に超えた部分を支給するということになっております。

468、469ページをお願いいたします。中ほど、6項特定入所者介護サービス等費につきましては、介護保険3施設等に入所また短期入所した時に、低所得者の負担の軽減にかかわる給付でございます。

ページめくっていただきまして、470、471ページをお願いいたします。こちらの3款地域支援事業費につきましては、法定で、先ほどまで申し上げました保険給付費の3%以内というふうになっております。

一番上の白丸、介護予防特定高齢者施策事業につきましては、要支援・要介護となる恐れの高い特定高齢者に対する介護予防教室等の事業で、介護予防事業委託料は、運動器の機能向上等の事業を委託するものでございます。

2番目の白丸、特定高齢者把握事業につきましては、高齢者約1万5,000人にアンケートを送付をし、特定高齢者の候補者を選定をし、生活機能評価を経て特定高齢者を把握しようとするもので、委託料につきましては、約2,000人の受診を見込んでおります。

次の介護予防一般高齢者施策事業につきましては、65歳以上の高齢者全体を対象として事業を行うものでございます。

ページめくっていただきまして、472、473ページをお願いいたします。2項包括的支援事業及び任意事業のうち、1目の包括的支援事業費は、高齢者の総合相談、権利擁護、特定高齢者の介護予防計画の作成、介護支援専門員への支援業務等の事業を行うもので、地域包括支援センターの person 費が主な内容となっております。説明欄、ほぼ中段の黒ポツ、高齢者等相談窓口等委託料758万円余につきましては、地域包括支援センターのランチ7カ所の委託料でございます。

次の北部地域包括支援センター運営業務委託料でございますが、社会福祉法人平和会に市の北部地域の地域包括支援センター業務を委託する費用でございます。

ページをめくっていただきまして、474、475ページをお願いいたします。2目の任意事業費でございますけれども、3番目の白丸、家庭介護者支援事業ですが、介護者同士の交流を図ることにより、介護者の支援を実施。また、一番下の黒ポツ、家庭介護用品支給事業280万円余でございますが、要介護4以上の重度の方を介護する市民税非課税世帯に、紙おむつ、パット等の介護用品を購入できる用品券を支給するもので、こちらにつきましては、一般会計の高齢者生活支援事業から組み替えたものとなっております。

ページをめくっていただきまして、476、477ページをお願いいたします。5款介護サービス事業費は、地域包括支援センターが介護予防支援業務として、要支援1、要支援2の認定者の介護予防プランの作成にかかわる事業者事業分の経費でございます。介護支援専門員2人分の person 費、介護予防ケアプラン作成委託料が主な内容でございます。

以上が歳出の主なものでございますけれども、歳入につきましては450、451ページをお願いいたします。ただいまの歳出に対する歳入でございますけれども、第1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。第1号被保険者の数は、約1万6,000人を見込んでおります。

3款の国庫支出金でございますけれども、介護給付費または地域支援事業に対する法定の割合による国の負担

金でございます。割合につきましては、おのおの説明欄に書いてございますのでごらんいただきたいと思います。

それから下から2番目、1目調整交付金につきましては、市町村ごとの財政の調整を行うもの。その下の2目の地域支援介護予防事業交付金は、地域支援事業に対する法定の割合による交付金でございます。

452、453ページをお願いします。4款の支払基金交付金でございますけれども、40歳から65歳までの第2号被保険者に対する保険料でございます。

5款の県支出金でございますが、介護給付費または自立支援事業に対する法定の割合による県の負担分でございます。割合についてはこちらも説明欄にお示しをしておりますのでごらんいただきたいと思います。

454、455ページをお願いします。6款の繰入金、1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業、職員給与等に対する繰入金。一番下、2項の基金繰入金につきましては、2つの、それぞれの基金からの繰入金でございます。以上、介護保険事業特別会計の概要でございます。

委員長 それでは委員の皆さんから御質問をお出しいただきたいと思います。

中村努委員 471ページの特定高齢者把握事業、説明をお聞きしたんですが、いまいちピンとこないのかみ砕いて説明してください。

長寿課長 特定高齢者把握事業と申しますのは、65歳以上の方につきまして、その中でですね、このままその方が今の生活を続けていきますと、要支援1あるいは要介護1以上の介護認定を受けて介護が必要になってくる方を把握をしまして、その方に必要なサービスの御提供、御提案をしようとするもので、まず全員の方、介護認定を受けている方以外の方ですね、特定高齢者のお尋ねというアンケートを送付いたします。そうしますと、それが25項目くらいのアンケートに答えるようになっておまして、その方がですね、運動のほうを重点的にやったほうがいいとか、あるいは栄養部分で足りないのではないかとという部分が、アンケートの結果から一応は引き出されてまいります。そういった方に今度、検診を、特に運動のほうを希望する、運動が該当されるとかそんなような方には、該当になりますと通知を。該当と言うか、該当になりますとか、そういう通知をお出しして、その中で運動機能の運動に参加をしたいと御希望をされる方には、その方が運動のサービスを受けることが適当かということ、医療機関などに行って受診をしていただく。それでOKとなった方には、今度こういったサービスを受けたいかがでしょうかという。その一連の流れのアンケートから、それから医師会等に対する委託料も含めましての費用でございます。

中村努委員 これは継続してやっていることですね。

長寿課長 ええ。こちらにつきましては平成18年度からの事業でございますけれども、それまでの介護保険事業を見ましてですね、介護予防というものが重要であるという認識のもとに、平成18年度から新たに始められた、そういった事業でございます。

中村努委員 そうすると、平成22年度の実績で、どのくらいの方にこのアンケートを出して、どのくらいの方がその特定高齢者というふうになったわけですか。

長寿課長 平成22年度の実績につきましては、係長からお答えいたします。

介護予防係長 平成22年度の実績につきましてお答えさせていただきますが、まだ3月いっぱいまでですね、事業としては続いておりますので、平成22年度の実績と言いますか、今現在の途中経過ということでお願いしたいと思います。3月7日現在ですが、65歳以上の高齢者、アンケートを送付した方ですが、1万3,049

名の方にアンケートを実施しております。回収につきましては郵送で返送するという方式で行いまして、1万69通が返ってきております。回収率につきましては73%でございます。このアンケートに基づきまして、特定高齢者の候補者ということで決定した方が2,718名でございます。そのうちですね、介護予防検診ということで医師の診断を受けていただいた方が1,227名、その診断の結果ですね、特定高齢者ということで決定された方が539名という経過でございます。

中村努委員 わかりました。

副委員長 今のところですけれども、介護予防の特定高齢者と、それから下の介護予防一般高齢者の事業があるわけなんですけれども、一般高齢者のほうは具体的にその事業の内容等、わかっているつもりなんですけれども、特定高齢者のほうに2,500万円ほどとってあるんですけれども、この事業は具体的にはどんなようなことをやっておられるんですか。

長寿課長 まず特定高齢者で運動器の機能向上が必要だとされた方につきましては、3カ月14回を一つのサイクルとしまして、1時間半の運動器の機能向上の筋トレ、健康状態の確認などをやっていただきます。御本人の負担につきましては、おやつ代100円、送迎がつきまして、送迎がつくというもので、こちらにつきましては医療法人に委託をしております。

それから栄養の改善が必要とされた方につきましては、6カ月8回、身体測定、体操、あるいは栄養指導の講義、あるいは参考献立などをお示しをするという内容です。

それから口腔機能の向上につきましては、3カ月を6回としまして、健康状態の確認、口腔内の清潔指導など、おのおのやはりこちらも送迎がついております。

それから認知症。もう一つはその方によりましてですね、認知症あるいは閉じこもり、うつが心配される、閉じこもりとかうつ状態が心配されるという方につきましては、お出かけサロン、これは6カ月を一つの単位としまして週1回、24回で1時間余ということで、こちらでは健康状態の確認、脳健康教室、体操、レクリエーション、茶話会などを内容とし、こちらにつきましては3つの法人に委託をしております。

副委員長 それと、対象人数はどのくらいですか。何人くらい。

長寿課長 手元に今、平成21年度の実績ですが70人くらいがこちらの参加者です。

副委員長 今いろいろと挙げた事業の中で。

長寿課長 済みません、運動器の機能向上については70人という実績です。体操、栄養改善で、体操を用いているところで参加したのは、運動器の機能向上の70人、それから閉じこもり、うつ予防の32人、そういったところが平成21年度の実績でございます。

副委員長 それで、介護認定にならないようにということをやっている事業なんですけれども、この効果は見えしているということですか。この介護にまで至らないと、元気で。

長寿課長 効果につきましては、係長からお答えいたします。

介護予防係長 効果ということですね、教室に参加した方につきまして、教室の参加前と参加後につきまして主観的なところでのアンケート結果でございますが、そういった形での評価をしております。それで教室の参加結果ですね、参加した後よくなったとか、以前よりもよくなったというような主観的な感想をもたれた方が約35%、現状維持の方が33%、少し悪くなったというような方もですね、ちょっと若干ありまして30%

ということで、トータルで考えますと、約70%の方に効果があったということで推定されるというようなことでとらえております。なかなかちょっと科学的にですね、評価というのが難しい部分がありますが、教室の参加者のアンケートの結果によりますと、そのようになっているようです。

副委員長 これは単年度事業だそうなんですけども、今年やってまた来年もというような、何年も続けていくという方もいると思うんですけど、そういうことも可能なわけですね。

長寿課長 対象者になればそういったことも可能でございます。

副委員長 可能ということは、続けておられるということですか。

長寿課長 続けている方もいらっしゃいます。

委員長 じゃあ、これに関連してちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど係長のほうから、アンケートに答えた人が1万人ぐらいあって、その中でずっとやってきて、実際に予防、1,000人以上の人が特定高齢者として把握されたということでしたけども、その中でこういう事業に実際に参加してみえた方というのは、お医者さんの診断とかを経てそこまでたどり着いて、そういう事業に参加したという方は、もっとさらに少ないわけですね。で、さっきの効果の測定なんですけども、そういうふうに参加されてなかった人の要介護にいく、要支援・要介護に移行していく数字と、そのグループと、こういう事業に参加された人でも移行していくその推移というようなのを比較すると、効果というか、ある程度見えてくるというか、そういうような気もするんですけど、そういうような把握については考えていませんか。

長寿課長 今、どういった方を拾いあげてと言いますか、抽出してということになってまいりますけれども、こちらの効果につきましてはですね、またほかの全国的な様子も聞きながら、またどういうふうにやっていくかということの研究してまいりたいというふうに考えております。

委員長 というのは、この前うちの委員会で視察に行った喜多方市というところで、たぶんこの事業の中でやっている太極拳ゆったり体操というのを取り入れて、こういう特定高齢者対応の事業をやっていて、それに参加しているグループと非参加のグループとを比べると、明らかにその移行の度合いが違うというような数字が、視察の時の資料でいただいたものですから、そういうようなことも含めて、より効果が上がるような取り組みにしていけたらいいんじゃないかなというふうに思うので、ちょっとお聞きしました。

ほかにありませんか。

永田公由委員 ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですけど、例えば私のおふくろがちょっとボケが出てきたみたいだとか、例えば食事がうまくとれなくなったとか、そういう時にはまずどこへ相談すればいいんですか。

長寿課長 高齢者の介護に関する一般的な相談は、地域包括支援センターで、権利擁護も含めまして、すべてお受けをいたします。その時にですね、その方がまだ介護認定を受けていらっしゃらないということであればですね、向かい側に長寿課、向かい側と言いますか、長寿課のほうの介護保険係で認定の申請をしてください。それについてはお医者さんの意見書が必要ですか、あるいは介護認定を受けた後は、サービスを受けるまではこんなような手順になっておりまして御案内をします。また、介護認定を受けるに至らない方でありましたらですね、今の介護認定で自立となった方についてであったりすれば、今の特定高齢者事業でありますとか、あるいは一般高齢者の事業で、いきいき貯筋倶楽部など、その相手方にもよりますけれども、相談内容によってサービス

はお勧めする。それは、全般的な説明というのは地域包括支援センターでいたします。

永田公由委員 それで例えばね、ここで今認定調査員が1人増員してふえてきていると言うんだけど、うちへその認定調査員が来て調査するわけだね。

長寿課長 ええ。介護認定の申請をしていただきますと、認定調査員がお宅に伺いまして、その方の健康状態、御本人、それから御家族からお聞きをし調査をいたします。御家族等からですね。

永田公由委員 その認定員が、今度はその認定審査会へ上げてくれるわけだね。見て、これは必要だということになれば、要支援・要介護が。

長寿課長 申請いただいた方はですね、すべて調査を、身体状況あるいはその方ですね、認知症の方であれば、生活状況から認知症とみられる症状などをお聞きをし、調査書をつくりましてですね、それに主治医の意見書、主治医の意見書は私どものほうに出していただきます。それとあわせて、松本広域連合の認定審査会に提出をし、そこで認定審査の結果、結果が介護どのくらいになるかとか、あるいは自立なのか、そういった結果が出てくる。そういった経過になります。

永田公由委員 それで、その後、じゃあ認定、例えばね、要介護2とかってというような認定を受けて、じゃあ施設、どこかの施設へ行きたいとか、通所で行きたいとかね、訪問してもらいたいとか、そういう手続きというのはどうやってやるわけですか。

長寿課長 介護認定結果が出た場合はですね、そこからの先の流れは窓口で御説明はしているんですけども、もし、もうすぐにも施設に入所されたいということであればですね、そのパンフレットにはいろんな特別養護老人ホームでありますとか、認知症のグループホームでありますとか、そういった施設がありますが、施設に直接行っていただいてですね、施設を見ていただいたりしながら、入所の申し込み、あるいは相談をしていただくということになります。施設に入所されないで、在宅で介護されたいということになりますと、ケアマネージャーというんですけども、その方の在宅における介護サービスプランを立てる専門職がいる。それがその居宅介護支援事業所というんですけども、そういった事業所に行ってですね、その事業所も選んでいただくことになりますけれども、例えば塩尻市社会福祉協議会の居宅がいいとか、あるいは何々病院さんに併設している居宅がいいとかですね、そこを選んでいただくのは御利用者さんということになりまして、そこに。

永田公由委員 要するに家族なり、本人が選べる、選択できるということだね。

長寿課長 そうです。そうです。行っていただいて。それで選択をして、そのケアマネージャーと相談をし、そうするとケアマネージャーが御本人の様子を見てですね、どういったこれからの生活なりプランが御希望ですかと聞きながら、プランを立てる。それで、そうすると今度、あとはサービス提供事業所がそのプランに基づいてサービスを提供するというようになります。

永田公由委員 そうすると、要は、ポイントはケアマネージャーということだね。

長寿課長 ええ。在宅のサービスにつきましてはケアマネージャー、入所につきましてはその施設ごとの相談員ということになります。

永田公由委員 施設ごとの相談員。

長寿課長 入所ということになった場合にですね。基本はおっしゃるとおり、ケアマネージャーです。

永田公由委員 が、ポイントになってくるということだね。

副委員長 地域包括支援センターというのができて久しいんですけども、いろんな福祉に関するここには問い合わせをすれば、すべて事務的手続きが円滑にできてくるっていう話なんです、と思うんですけども、一般の市民の方というのはそれを知っているわけですかね。いろんな自分で調べて、夜中に直接電話かけるとか、そういったことがあるんじゃないかと思うんですけども、その点、その窓口がね、今、地域包括支援センターで一括でやっていこうということで始まっていることがね、一般の市民の方々がどの程度把握しているかというのがちょっと心配なんですけれども、その点どうですか。

長寿課長 相談窓口がどこかというのはですね、私ども広報あるいは折り込みなど、あるいは民生委員さん、区長さんなどにも支所などに出向いてお知らせはしているんですけども、実際のところですね、それが市民の皆さんにどれだけ周知されているというのはですね、いざとならないとですね、なかなかここに相談しようというふうにお考えにならないというのが実態かと思えます。なもんですから、私どもは身近なところ言えば、民生委員さんにはそういった旨はお伝えをし、あるいはまた、広報などでもですね、いろんな特集を組む中で権利擁護、あるいはそのほかのことにつきましても、お知らせ済みだと思いますけれども、実際のところはまだまだ御存じない方もいらっしゃるんじゃないかというふうには考えております。

副委員長 周知ができるように、よろしくお願いします。

中村努委員 やっぱり名称がね、地域包括支援センターと言われてもね、何をするのかよくわからんのです。なので、もうちょっとわかりやすく、介護保険総合相談センターとか、そういう表記はそういう、できればしたほうが良いと思いますけれど。

長寿課長 今のところですね、全国的に統一的な名称でやらせていただいておりますが、御意見として。

永田公由委員 愛称で、愛称で。カッコして、地域包括支援センターってさ、あとは愛称でさ。

長寿課長 またそれも研究をさせていただければと思います。

太田茂実委員 ちょっと聞かせてほしいんですけども、先ほどの467ページの介護予防住宅改修給付費が720万円計上されてますけども、これは例えば障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金とか、高齢者にやさしい住宅の改良補助金とか、これとはどういう、全然別個のものですか。

長寿課長 高齢者にやさしい住宅改良促進事業につきましては、これは福祉的な事業ということでですね、所得制限がついております。70万円を限度額とし、その事業費70万円を限度としての補助というもので、この介護予防あるいは介護保険の住宅改修費につきましてはですね、介護認定を受けている方であればですね、どなたでも1割負担で、20万円を限度として御利用できるというものです。ですので、違いと言えば、所得制限がついている福祉的なものか、保険証を持っている方ならどなたでも利用できるか、そういった違いというふうにとらえております。

太田茂実委員 予防住宅って、障害、介護を受けるようになれば予防も何もしょうがないんだけど、予防という字がちょっとわかんないが。

長寿課長 介護予防という言葉はですね、先ほど平成18年度の改正に基づいてつけられた、介護予防が要介護1以上になる上で重要だということでつけられた内容で、実際のところはですね、要介護1以上になることを予防するという意味で、介護予防がついている給付費というのは、既にある程度体が衰えてまいりまして、要支援1、2と認定された方、自立ではなくてですね、何らかのもう、要介護1には至らないけれども、少し介護が

必要となってくる方が、介護予防という言い方で区分けをしております。

永田公由委員 認定審査会というのは、毎月やっているわけですか。

長寿課長 認定審査会は毎週行っております。

永田公由委員 それで見直しは。いわゆる認定されて、そういう人が何カ月なり何なりたつと見直すわけでしょう。

長寿課長 1回認定がされる時にですね、認定審査会でその方の状態を見まして、次の更新までの期間を最長2年まで、安定しているあるいは中度的の方というふうに見た場合は、2年間という形でその有効期間を定めます。たまたも途中で状態が大きく変わった場合は、変更申請をしていただければ、中途でも変更は受ける、変更申請は受け付けています。

永田公由委員 それがかかっている施設のところで面倒をみるわけ。

長寿課長 認定についてはですね、その認定のもし状態が変わったということであれば、その申請は御本人ないし、あるいは家族にさせていただく必要があります。ただケアマネージャーがついていてですね、明らかに状態が変わってきたということになりますと、そうすると、認定の変更をしたらいかがでしょうかというふうに、どうでしょうかということをお勧めをして、ケアマネが代行して変更申請を持ってくる。あるいは施設の中にもですね、明らかに状態が変わったと言えば、施設の相談員等がそういった変更申請を持ってくることはあるというふうに、そういうことはございます。

中村努委員 緊急雇用対策でケアマネージャーを採用するようになっているかと思うんですが、人数とか期間とか、その辺はわかりますか。

長寿課長 塩尻市、ここの予算の中では特に出てまいりませんで、いわゆる事業者が緊急雇用対策を利用してやるということになりますと。

中村努委員 確か広報で募集が載ってたと思うんだけど。

長寿課長 広報で募集をしたのは、地域包括支援センターの嘱託員としての保健師あるいは社会福祉士、ケアマネージャーなどは募集をしましたが、こちらについては緊急雇用対策ということではなくて、一般の嘱託員としての募集をいたしました。

中村努委員 455ページの歳入のほう、緊急雇用と。

長寿課長 455ページの緊急雇用創出事業補助金、こちらにつきましては、地域包括支援センターの特定高齢者把握事業、その事務を行う職員の臨時職員賃金をこちらに充てさせていただきました。

中村努委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありませんか。いいですか。それでは、ないようですので、議案第20号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第20号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは先に進みます。

議案第28号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中 歳出3款民生費(1項社会福祉費9目

国民健康保険総務費及び10目後期高齢者医療運営費を除く、10款教育費

委員長 では議案第28号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中、歳出3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び10目後期高齢者医療運営費を除く)10款教育費についてを議題といたします。それでは順次説明をお願いします。

福祉課長 それでは補正予算書の42、43ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費2目の障害者福祉費の右の説明欄にいけますと、障害者福祉事業、それと障害者援護事業に、それぞれ障害程度区分認定の事務費国庫補助金の返還金、それと前年度の特別障害者手当等給付費の負担金の返還金というものがございます。国庫補助金につきましては、基本的には概算で交付を受けまして、翌年度精算となります。平成21年度の国庫補助金の確定に伴いまして返還が生じたものですから、3万5,000円、それと2万円のそれぞれ補正をお願いするものでございます。

その下の障害者福祉扶助費ですけれども、この中の更生医療給付ですけれども、これは人工透析だとか心疾患の手術だとか入院の件数が増ということで、602万9,000円の補正をお願いするものです。その次の障害者等の補装具給付費、また日常生活用具の給付費は、それぞれ補装具だとか日常生活用具の支給の申請の増ということで、それぞれ274万5,000円、204万3,000円の補正をお願いするものです。その下の障害者医療の国庫負担金につきましても、先ほどお話をしましたとおり、補助金の確定がありまして、それに伴いまして144万2,000円を補正をするというものでございます。なお、福祉扶助費ですので、4分の3が補助金ということになっております。

その下の障害者にやさしいまちづくり事業ですけれども、この事業の中でそれぞれ手話通訳及び要約筆記の奉仕員の派遣をしてるわけなんですけれども、この費用弁償なんですけど、件数、またガソリンのちょっと値上がりがあったということがありまして、3万8,000円の増をお願いするというものです。

長寿課長 次に43ページ、3目老人福祉費の説明欄、高齢者等生活支援事業3,542万円の減額でございますけれども、1番目の黒ポツ、食糧費から、5番目の高齢者世帯等タクシー利用料金助成金までの5つにつきましては、事業の実績による決算見込みを見越した補正による補正減額でございます。それから、下から2番目の黒ポツ、要介護者家庭介護者慰労金3,250万円の減額につきましては、本年度の実績により495万円を減額をし、確定額2,755万円を介護保険事業特別会計地域支援事業の任意事業へ組み替えを行うという内容でございます。次の日常生活用具給付費、それから次のページの介護サービス利用助成事業の50万円の減額、これにつきましては実績による減額でございます。

その次の白丸、高齢者いきがいづくり事業、こちらにつきましても実績に基づく67万5,000円の減額という内容でございます。

その下の白丸、介護基盤整備費2,359万円余の減額でございますけれども、内容は、まず1つ目の黒ポツ、地域介護・福祉空間整備補助金109万円余の減額は、認知症高齢者グループホームさとのスプリンクラー整備にかかわる補助金の確定額による差額を減額するもの。次の介護基盤整備補助金の2,250万円の減額につきましては、小規模多機能型居宅介護施設、こちらの広域福祉会の整備を予定していたものでございますが、こちらが平成23年度に移行したこと、それから本年度に整備をされた認知症高齢者グループホームの補助単価が、2,526万円から3,000万円に拡充した、そういったものを合わせたものによるものでございます。

次の5目介護保険事務費、社会福祉事業繰出金54万円の増額でございますが、介護保険事業特別会計の補正に伴います一般会計の繰出金の補正でございます。これにつきましては、後ほど介護保険事業特別会計の補正で説明申し上げます。

福祉課長 次の保健福祉センター管理費ですけども、これは御存じのとおり、保健センターの管理にかかるものなんですけども、やはり夏の猛暑と厳寒ということがありまして、それぞれ燃料費だとか、冷却用の水道料が増加したことによりまして、それぞれ19万8,000円と11万円を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。46、47ページの児童福祉費の児童福祉総務費の中の児童手当扶助費ですけども、これが先ほどお話ししたとおり、平成21年度の児童手当交付金の額が確定したことによりまして返還金が生じたため、被用者、非被用者等の補正を行うものです。

こども課長 続いてその下、2目の児童運営費をお願いいたします。説明欄最初の丸、保育所運営費でございますけれども、電気使用料、上下水道利用料につきましては、節減に努めてまいっておりますけれども、猛暑等の影響がありまして、それぞれ100万円、300万円の増額をお願いするものでございます。その下、給食調理業務委託料でございますが、こちらにつきましては事業費確定による補正減でございます。一番下の備品購入費でございますけれども、県の安心こども基金事業として児童福祉施設でAEDの設置が認められることになりました。それによりまして、保育園13園にAEDを設置させていただくものでございます。

その下の子育て支援センター事業、同様にAED2台を設置するものでございます。なお、このAEDの設置につきましては、県の補助事業として年度内の執行完了が義務づけられておりますので、執行につきましては、本議会で補正を認めていただいた後に、印刷等を進めてまいりますけれども、業者選考等、必要な事務をあらかじめ進めさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

教育総務課長 同じく2目、その下の事業でございますが、広丘東保育園建設事業、榎川保育園建設事業の減額につきましては、いずれも契約額の確定等による減額でありますのでよろしくをお願いいたします。

こども課長 一番下の5目児童健全育成費でございますが、児童安全共済保険料につきましては、額の確定によるものでございますし、備品購入費につきましてはAED10台分を予定しているものでございます。

家庭教育室長 ページめくっていただきまして48、49ページ、6目発達支援費をお願いいたします。元気っ子応援事業でございますけれども、事業実績等により、医療相談、発達検査、ペアレントサポート事業のみを残すこととなりましたので、不用額を減額するものでございます。また、備品購入費につきましては、障がい児を育てる地域の支援体制整備事業補助金の確定による減額でございます。以上です。

福祉課長 その下の生活保護費の扶助費ですけども、それも先ほどお話ししたとおり、平成21年度生活保護費の国庫負担金の額が確定したことによりまして620万円を補正するものです。

委員長 ここで切りますか。では、ここで一たん、教育費は後にいたしまして、ここまでとして説明を受けまして、質問をお出しいただきたいと思います。ありませんか。

太田茂実委員 43ページの家庭介護者慰労金ですか。これもう一度、よくわからないんですけど、3,250万円の減額になっているが。

長寿課長 3,250万円の当初予算を盛ったわけですけども、今年度の実績につきましては、2,755万円を要したわけでございます。これにつきましては、そうしますと495万円を減額をすれば、一般会計で減

額すればいいわけですが、2,755万円をですね、一般会計でありますと、全額市の単費ということになります。ところが、介護保険事業の中の地域支援事業につきましては、任意事業の中で家庭介護に関するものはその中に盛ってもよい。ただ、その総額が給付費の総額の3%以内、あるいは、ほかにですね、もう一つくらい制限があるんですが、その要件を満たしていれば、その中に入れてもよいということになっております。そうした中でですね、地域支援事業の介護予防事業にかかった予算の執行状況を見ながらですね、私どもとすれば、少しでも国・県等の負担金などを得て、市の負担を減らす中で、この組みかえを行えるという状態でありましたので行ったと、そういう内容でございます。

中村努委員 AEDの関係ですが、これで保育園、子育て支援センター、児童館、児童クラブ、全部に入ったということによろしいですか。

こども課長 全園、全館にあります。

中村努委員 使用のための講習というか、それはどういった方を対象に。

こども課長 一応施設の職員はもとよりですが、施設を利用される方に呼びかけながらしたいと思いません。

中村努委員 職員は全員、受講は義務づけですか。

こども課長 はい。職員は全員実施してまいります。

委員長 ほかにありませんか。43ページのところの障害者福祉扶助費のところ、更生医療給付費などで増額というふうになっていますが、この金額ですと人数的にはどのくらいの人数の方がふえたというふうになるのでしょうか。

福祉課長 前年度ですけれども、予算の関係で173件というふうに考えていたんですけども、足しますと、195件の予定で考えています。

委員長 ほかにありませんか。それでは、ここのところまではよろしいですかね。きりのよいところで休憩にしますか。じゃあ済みません、10分間ほど休憩とりたいと思います。午後2時5分に再開します。

午後1時55分 休憩

午後2時04分 再開

委員長 若干早めですがおそろいのようなので、休憩を解いて再開したいと思います。それでは10款教育費からお願いいたします。

教育総務課長 それでは60、61ページをお願いいたします。10款第1項教育総務費の事務局費、2目でございますけれども、スクールバスの運行費、教育センター情報教育推進費の運行委託料とパソコン保守点検委託料につきましては、いずれも契約額の確定による減額でございます。

めくっていただきまして62、63ページでございます。一番上の説明欄、教職員住宅管理諸経費のうち、教職員住宅借上料につきましては、平成23年度当初予算でも説明申し上げましたけれども、民間住宅の借上げ分の戸数の減額に伴う借上料の減額でございます。

それから、1目学校管理費。小学校負担金でございます。600万円ほどの減額になっておりますけれども、辰野町塩尻市小学校組合への負担金でございます。これにつきましては児童割、案分率というものがございませ

て、当初塩尻市分0.477で計算をしておりましたが、0.471ということで案分率の減少に伴う減額でございます。

次の学校安全支援事業のうち、地域見守りシステム運用委託料につきましては、契約額の確定に伴うものの減額でございます。

次の小学校情報教育推進費、電算機器使用料でございますが、590万円余の減額になっております。平成22年度債務負担行為で設定をいたしましたパソコン教室のパソコン機器の使用料、これが契約に伴いまして減額になったものでございます。

次の給食運営事業諸経費のうち、給食調理室清掃委託料、それから広丘小学校屋内運動場の改築事業のうち、監理委託料と屋内運動場建設工事につきましては、いずれも契約の確定の伴う減額でございます。

64、65ページをお願いいたします。5目宗賀小学校建設費で、宗賀小学校大規模改修事業でございますが、全体で4,900万円余の減額になっております。これは、先の平成23年度の当初予算で説明をさせていただきましたが、改修工事のうち、平成22年度で前倒しをいたしましたトイレの改修、これが2,300万円余、それから太陽光発電設備の工事、これが2,200万円余、それから屋外トイレの改修工事、これが300万円余、この改修工事を平成22年度の前倒しから、平成23年度の当初予算に組み替えをするために減額をさせていただくものでございます。

次の1目学校管理費のうち、中学校管理諸経費につきましては、ALTの配置事業の確定に伴う減額でございます。

次の中学校負担金、塩尻市辰野町中学校組合負担金が増額になっております。1,100万円余の増額になっておりますけれども、これにつきましては、両小野中学校でやはり12月補正でプールの改修工事を、平成22年度に前倒しで補正をさせていただきました。さらに、この3月で組合採用の職員が1名退職することになりまして、そのための退職手当を補正させていただくこととなります。そのために、負担金算定のもとになります歳出の総額が、当初に比べて4,900万円ほど増額になっております。この歳出総額の増額に伴います塩尻市の負担金で1,100万円ほど増額になると、こういう内訳でございますのでよろしくをお願いいたします。

それからその下の事業の中学校情報教育推進費につきましては、契約に伴う電算機器の使用料の減額、給食につきましては、契約額の確定に伴う減額でございますのでよろしくをお願いいたします。

子ども課長 続いて幼稚園振興諸経費をお願いいたします。最初の備品購入費につきましては先ほどもありましたけれども、AED3台分でございます。なお、こちらにつきましては、市内私立の幼稚園3園に貸与をするものでございます。その下、幼稚園障害児就園奨励費補助金でございますけれども、額の確定による減額でございます。

社会教育課長 それでは続きまして社会教育諸経費についてでございます。公共施設等建設事業補助金の減額でございます。これにつきましては新年度予算でも御説明させていただきましたけれども、8館1公民館新規新設という部分におきましての入札にかかわる額の確定でございますのでよろしく申し上げます。

また続きまして高出地区センター建設工事についても、同じく額の確定によるものでございまして、3月23日に竣工式を行う予定でおりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それではページをおめくりいただきまして、66、67ページでございます。総合文化センター管理諸経費に

ついてでございます。燃料費、管理業務委託料につきまして、やはり3階の冷暖房が7月から廃止をしたことに伴う、それぞれ燃料、管理業務にかかわる減額、ボイラーを廃止したことによる減額でございますので、減額238万円余の減額ということでございますのでよろしく申し上げます。

こども課長 続きましてその下、青少年育成事業補助費をお願いします。こども居場所づくり補助金につきましては、不用額を補正したものでございまして、お願いします。

平出博物館長 その下ですが、史跡平出遺跡指定地公有化整備事業ですが、設計監理委託料、入札に伴う額の確定によるものでございます。

芸術文化担当課長 その下でございますが、木曾漆器館運営諸経費、備品購入費でございますけど、事業費確定によります補正減であります。これは予算の範囲内で購入できる備品がございませんでしたので、50万円の減額といたしました。

その下、芸術文化事業費、芸術文化事業補助金でございます。事業費確定によります補正減であります。当初7件分の補助金を予定しておりましたが、1件の推薦のみで、残り6件を減額といたしました。

スポーツ振興課長 ページをめくっていただきまして69ページでございます。保健体育費、保健体育総務補助費の全国大会の出場交付金でございますが、事業費確定見込みによります10万円の減額でございます。

その下、市民スポーツ振興事業、会場使用料でございますが、事業費確定によります減額18万円になっておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 それでは説明を受けましたので、委員の皆さんより御質問があればお出しいただきたいと思っております。ありませんか。

中村努委員 広丘小学校の屋内運動場の関係ですが、新しい施設ができて大変喜ばれる一方で、近隣の方で生活環境が変わるんじゃないかという、変わってしまうという御心配をされてる方も結構いらっしゃるんですが、どのような対応をされているのか、お願いします。

教育総務課長 屋内体育館の建設計画が出たところで、地区の区長さん等を通じ、あるいは常会長さんを通じまして、建設の計画と概要について説明をさせていただいた経過もでございます。それには、施設の規模ですとか、あるいは工期的な工程表も提示しながら協力をお願いしてきたところでございますけれども、すべての方に御了承いただいたということは確認はしておりませんで、中にはまだまだ不安なところを持っていらっしゃる近隣の方もいるように聞いておりますので、そういった方につきましては、個々に説明をしてまいりたいというふうに思っております。

中村努委員 せっかくみんなで使う施設ですので、丁寧な説明をぜひよろしくお願いします。

副委員長 67ページの一番最後の芸術文化事業の補助金ですけれども、これだけ減額になってるんですけど、これ事業自体弱体化しているのか、活動実績が少なくなっているということですかね。平成23年度また24万円あげてありますけれども、民間の中でこういった事業等が、活動というのが停滞しているということですか。

社会教育課長 担当課長より答弁します。よろしくお願いたします。

芸術文化担当課長 これにつきましては今年度、平成22年度は1件でございました。その前まではおおむね4件近くございまして、4件から5件という形でございますけれども、年度によってその対象事業が、一応節目

の事業にこれうちのほうで決めさせていただいております。毎年の補助金というわけにいかないものですから、5年とか10年とか、節目のある事業を対象としておりますので、その年によって若干ばらつきがあると思います。たまたま今年度につきましては、ちょっと対象事業がなくて1件というふうに私どもは理解しております。

中村努委員 この塩尻市辰野町中学校組合の退職手当にかかわる補正という説明だったんですが、急にお辞めになるという話になったわけですか。

教育総務課長 はい、1名分でございますが、定年退職ではございませんで、中途退職ということでございます。

委員長 ほかにありませんか。それでは、ないようですので、議案第28号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中、歳出3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び10目後期高齢者医療運営費を除く)、10款教育費については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第30号 平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 議案第30号平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。説明をお願いします。

人権推進室長 それでは議案第30号平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算(第1号)をお願いいたします。当補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ282万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を475万円とするものでございます。それでは歳出から御説明を申し上げます。予算書の9、10ページをお願いいたします。

第1款の総務管理費28節の繰出金、一般会計の繰出金282万6,000円でございますけれども、歳入で詳細にまた御説明申し上げますけれども、1名の方が借入金を一括繰上償還をされたため、これを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして歳入のほうをお願いします。戻っていただきまして、7、8ページでございます。1款の事業収入1目2目の貸付金の元金収入と貸付金利息収入につきましては、歳出でも御説明申し上げましたけれども、昭和53年度に御利用いただきました住宅新築資金の返済でございます。御本人の御事情で途中償還を滞納されておりましたけれども、途中、交渉等いたしまして、返済期間を延長して徐々に返済をしていただいております。しかし、この1月に借入金残額を一括繰上償還をしていただきましたので、補正をお願いしたいものでございます。

続いて2款の繰越金につきましては、前年度繰越金が確定いたしましたので、6,000円を追加し、7,000円とするものでございます。以上でございます。

委員長 御質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 いいですかね。ないようですので、議案第30号平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会

計予算補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第30号平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第32号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

委員長 議案第32号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。説明をお願いします。

長寿課長 議案第32号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ9億8万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6億8万8,000円とするものでございます。それでは歳出から説明をいたしますので、15、16ページをお願いいたします。

1款総務費2項介護認定審査会費、認定調査員等諸経費5億1万8,000円の増額補正ですけれども、認定調査の主治医意見書作成料、それから県外に居住するものの調査委託料につきまして、決算見込みによる補正でございます。

2款の保険給付費につきましては、この後19、20ページまでずっとございますけれども、昨年3月の利用から11月利用までの9カ月分の利用実績に、本年度の決算を見込み、見込んだ上での補正。2款保険給付費の補正の増額ですけれども、1億5,580万円の減額ということになっております。簡単に申し上げます。16ページ2番目の白丸、居宅介護サービス給付費6億4,200万円の増額につきましては、短期入所、通所介護、あるいは特定施設入居者生活介護給付費が増加したことによるものです。

その次の地域密着型サービス給付費の5億6,200万円の減額につきましては、小規模多機能型居宅介護施設の開設が平成23年度に移行したこと等によるものでございます。

次の施設介護サービス給付費4億7,040万円余の減額ですけれども、広域的な利用がされている老人保健施設、療養型医療施設の利用がやや減少したことによるものでございます。その後もおのおの給付費の見込みによる減額でございます。

ページめくっていただきまして、17、18ページをお願いいたします。こちらのほうは、介護予防サービス等諸費の給付費にかかわる補正でございます。要支援1、2の方に対する予防給付費で、全体で6億1,830万円の増額でございます。説明欄一番上の白丸、介護予防サービス給付費7億8,500万円の増額につきましては、おのおの介護予防サービス給付費、介護予防通所介護等、そういった一般サービスが利用がふえている、そういった内容によるものです。以下につきましては、個々の内容につきましては省略をいたしますけれども、給付費の見込みによる補正をお願いするものです。

20ページ、高額医療合算介護サービス費からですね、その後も同じことございまして、その他諸費を除き、特定入所者介護サービス等費につきましては、すべて給付費の見込みによるもの。

それから5款のその他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連に支払う審査支払手数料の決算見込みによるものでございます。

ページめくっていただきまして、21、22ページをお願いいたします。3款地域支援事業費の1項介護予防事業費でございますけれども、1つ目の白丸、介護予防特定高齢者施策事業、それから特定高齢者把握事業につきましては、こちら事業実績に伴う決算見込みによる減額補正でございます。

それから2目の介護予防一般高齢者施策事業費の1,024万円余の増額でございますけれども、こちらにつきましては、包括的支援事業からの人件費の組みかえでございます。

次に2目、包括的支援事業の1,177万円余の減額ですけれども、こちらにつきましては、先ほどの、今申し上げます、介護予防一般高齢者施策事業への人件費の組み替えと、高齢者等相談窓口等委託料の決算見込みによる減額でございます。

その次に、2目の任意事業の家庭介護者支援事業、要介護者家族介護者慰労金2,755万円の増額ですけれども、こちらの増額につきましては、先ほど一般会計の補正で申し上げます、特別会計の地域支援事業に組みかえを行ったものでございます。このページです、人件費を包括的支援事業から一般高齢者施策事業に1人分組みかえをしたという内容でございますが、先ほど保険給付費の3%以内で地域支援事業をみることができると申し上げましたわけですけれども、もう一つ制約がございまして、介護予防事業、1項の介護予防事業につきましては、給付費の総額2%以内、それから包括的支援事業及び任意事業につきましても、給付費全体の2%以内にするという制約がございまして、家族介護支援事業2,755万円を地域支援事業に移し、そのあと、2%以内という制約を実態をみる中でクリアするために組み替えを行ったと、そういう内容でございます。以上、歳出の概要について申し上げます。

ただいまの歳出につきましての歳入の補正ですけれども、7、8ページをお願いいたします。介護保険料の減額でございますけれども、まず介護保険事業対比につきましてはその後3款、4款等、国庫負担金あるいは支払基金交付金、それから県支出金につきまして、法定で給付費に対する負担割合が決まっておりますので、それを補正予算にあわせて補正をし、そうした上で残りの部分が介護保険料の補正に戻ってきた、そういった内容でございます。そのおのおのの補助金、あるいは繰入金につきましては、当初予算案で申し上げます法定の割合による繰入金というふうになっております。以上が補正予算の概要でございます。

委員長 御質問ありませんか。

太田茂実委員 よくわからないけど、6,000万円で、補正の増とか書いてはあるけど、当初予算はどういうことになってましたか。もう一度説明してください。

長寿課長 補正予算、非常に大きく見えるというのは無理からぬところだと私も思いますし、それが100万円単位の補正でしたら、それはそれに越したことはないと思っております。それが正直なところ。ただ、例えばですね、施設介護給付費をとりますと、お一人の方が例えば老人保健施設にひと月入所されまして、1人あたり給付費がだいたい28万円から30万円くらいかかります。その方が1年間ですね、施設入所を続けると、お一人だけで300万円くらいの給付費のずれが生じてまいります。そうすると10人違いますと、それだけで3,000万円というようなことになってまいります。言いわけではございませんが、実態とすればそういうことです。

太田茂実委員 一応真剣には審査してるけどさ、なんかこれを見ると当初予算なんだよと、こうなっちゃうわけだ。

中村努委員 ちょっと教えてください。11、12ページの第三者納付金というのはどういう収入なんですか。

長寿課長 こちらにつきましては、例えば介護が必要になった原因として、交通事故などにより要介護状態になる方がいらっしゃいます。その場合はですね、介護保険の理念としますと、高齢化、加齢に伴うものについては介護保険の中で給付をしますけれども、例えばそれが第三者の不法行為によって体が不自由になったというものにつきましては、保険で一たん給付をした上で、その名義者からその分を保険会社から給付を受ける。それがその第三者納付金という形で歳入で受ける、そういったものでございます。当初予算では具体的な額は見込みにくいので、実際に額が出てきたところで、それを介護保険会計の中に繰り入れる、そういったものでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。あれですかね、この2%と3%のところで行ったり来たり、苦労してるみたいですが、そういうのっていうのはその年の状況に応じてやりくりしているということですか。

長寿課長 こういったやり方が、確かにですね、本当にそれが適当かというのは迷うところなんですけれども、介護予防事業が実際よりも、実際にお受けになる方がなかなかお声をかけても少ないということで、介護予防事業は私どもの願望も含めて少し多めに盛ってあります。多めと言いますか、実績を見ながら見ている。ところが実績を見ていくと、それが減額していく。そうすると、その中でですね、一般会計にあるものの中で国の基準から言って、地域支援事業とみていいというものがありますので、できるだけ国・県の財源を有効利用させていただきたいと。いただいた上で、ちょっとやりとりをしている。それも実態にあまりそぐわない範囲でやりとりをしている。やりとりと言いますか、組みかえを行っているというところでございます。

委員長 介護予防事業についても、やっぱりメニューとして参加しやすくなるようなというか、そういう工夫も必要なんではないかなというふうに思いますので、いろいろ工夫も含めて検討していただけたらと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第32号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第32号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、すべての審査、付託されましたものについて審査を終わりましたので、以上をもちまして福祉教育委員会の審査を終了したいと思います。閉会にあたりまして、理事者、ごあいさつあればお願いします。

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中におきましても、福祉、教育、生涯学習及び市民交流センター業務に関する事項について、継続して審査をしていただきますようお願いいたします。

委員長 よろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に言います。ごあいさつあれば、お願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 一言御礼を申し上げたいと存じます。2日間にわたり慎重に御審査をいただきまして、大変ありがとうございました。特に平成23年度の一般会計予算案につきましては、御審査の中でたくさんの御意見を賜ってございます。私どもこれから事業を進める中で、十分に意をくんで、生かしてまいりたいというふうに考えております。本日はどうもありがとうございました。

委員長 以上で3月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時35分 閉会

平成23年3月9日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 鈴木 明子 印